

資料編

資料1 名勝松花堂及び書院庭園に関する調査記録

資料1 凡例

資料1には、名勝松花堂及び書院庭園に関する調査記録を収めた。

歴史的仮名づかいの文章についても、原文をそのまま引用したが、正字体の漢字は原則として常用字体に置き換えている。

資料1-1 梅原末治による東車塚古墳調査：大正9年(1920)刊

資料1-1-1 梅原末治「山城国八幡町の東車塚古墳」第1節 序言

山城国綴喜郡八幡町の南端に当り、河内街道を挟むで二基の古墳あり、其の形よりして共に車塚なる名を以て呼ばれ、東なるを東車塚、西なるを西車塚と称す。其名早く徳川時代の著録に見え世人の注意を惹けるが幸にも完存せり。然るに西車塚は明治三十六年其の後円部の上に建てる八角院の庭の工事に際して石室に掘り当て遺物を発見し、東車塚またこゝにある井上氏の別荘の工事に遺物を出せり。此の内前者は其の遺物の大部分東京帝室博物館の所蔵に帰して研究者に公開せらるゝと共に、塚またほゞ形を存して構造の徴す可きものあり、これに反して東車塚の副葬品は其の後四散して今行方を失せるもの少なからず、殊に古墳の形状の如きは甚だしく崩されて殆んど原形を認むべからざるの状態にあり。今に於いてこれを伝ふるにあらずんば遂に尋ね能はざるに至る可し。嚮に関信太郎氏其の出土の二鏡を獲てこれが考証を求めらる。即ち此の機会を利用して従来調査せるところを録し附載せるもの此の小編なり。

(梅原末治『久津川古墳研究』1920、pp61-62)

資料1-1-2 梅原末治「山城国八幡町の東車塚古墳」第2節 古墳の位置と其の構造

東車塚は八幡町大字志水小字女郎花塚にあり。北々西面の前方後円墳にして、北西にある西車塚と相去る約壱町なり。後円部の西方に女郎花塚なる小円墳を伴ふ。古墳の全部は今全く井上氏の別荘の内に入て、大部分地均を行ひ庭を形造り、為に原形を明にする能ざるも、東方より望む時は其の概形を推測するを得べく、(中略)後円の封土は(中略)猶上半の部分を残存して、本来此の部の径二十間に上れるを推測せしむ。従つて全形に於ては、(中略)西車塚と大差なかりしものゝ如し。封土の外部的構造としては埴輪円筒を繞らせり。大正五年余の始めて此の遺跡を訪へる時には、後円の東南部の麓に近き土壤中になほ円筒列の遺存せるを見せり。たゞ其の圍繞の方式は当時已に不明なりしが、西村芳次郎氏の談に拠れば円筒列は単に一重なりしと云ひ、なほ発掘當時は封土の表面を茸くに礫石を以てせるを明に認め得たりと云へり。

古墳の外形既に此の如きを以て内部の構造、遺物の埋葬状態等は既に明瞭にする能はざる点多きも、幸に此工事を親しく監せる上記西村氏の記憶に拠りて、其一班を彷彿し得べきは幸とせざる可らず。即ち氏に従へば、此の塚に於いては前方部と後円部との両者に埋葬物存せしが如く、最初前方部の地均の際古鏡一面と劍身一口を発見し、更に時を経て後円部を庭の築山に修造するに当り、古鏡三面、硬玉製勾玉、刀劍身、斧頭、鏃、甲冑の類出土せるものなりと。而して是等遺物の埋葬状態は、前方部にありては地表下約二尺にして、土砂に混じ偶然上記の二品を得たる者にして、何等之に特殊の造構を認めざりしも、後円部は稍前者と様子を異にして、一種の粘土と礫石とより成る槲の如きものあり、此の當造物は封土の中央表面下五尺より六尺に亘る層間に存し、先づ栗石を一行に並べたる礫床あり、上に約一尺の粘土層を置く。其の形は楕円形を呈して大き長径約二間、短径一間あり。長径は塚の主軸に対して直角の位置を取れり。粘土層の中間はもと空所なりしが如く、こゝに朱層あり、遺物は此の朱層中に存在せりと云ふ。遺物の配列は固より確実を期し難きも、先づ粘土層の稍西に偏して長宜子孫内行花紋鏡一面存し、これに隣りて東に略ぼ相重なれる位置に古鏡二面あり。両者の中間より硬玉製

勾玉二個を発見せり。刀剣、斧頭、鍬の類は鏡より更に東に並列し、鍬、甲冑の類は刀剣の北側、二面の鏡の東に位置せりと伝へ、鏡は三面共表面を上にして存せりと云へり。(中略) 而して副葬品の配列より推す時は遺骸は恐らく西方を枕にして、葬られしものと見る可し。

(梅原末治『久津川古墳研究』1920、pp62-64)

資料1-1-3 梅原末治「山城国八幡町の東車塚古墳」第3節 副葬品の研究

さて発見の遺物は、上に略記せるが如く、前方部に於いて古鏡(尚方二神二獸鏡)一面、劍身一口あり。後円に於いては鏡三面(長宜子孫内行花紋鏡、半円方形帶龍鏡、六神鏡各一面)硬玉製勾玉二個、環刀身三口、直刀身数口、劍身、斧頭、鍬、甲冑等あり。此の中後円部出土の長宜子孫鏡一面はいま京都帝国大学文学部に蔵し、龍鏡は東京某氏の有に帰し、関氏の蔵する処他の一面即ち六神鏡と前方部の鏡となり。鉄器類の一部分は今猶西村氏これを保管せるも、其の大部分と硬玉製勾玉とは今行方を失して遂に見る能はず。(後略)

(梅原末治『久津川古墳研究』1920、pp64-65)

資料1-1-4 東車塚古墳で発見された遺物



長宜子孫内行花文鏡



六神鏡



半円方形帶龍鏡



二神二獸鏡

(梅原末治『久津川古墳研究』1920、図版9-12)

資料1-2 西村閑夢（西村芳次郎）による庭園解説書編纂：昭和4年(1929)刊

資料1-2-1 西村閑夢『八幡松花堂葉』松花堂茶席并泉之坊書院之記

○松花堂茶席并泉之坊書院之記

○御車寄之門 玄関先

旧桃山御殿拝領品なり

○破風瓦 車寄門上にあり

福の字 近衛忠山公

禄の字 本阿弥光悦 寛永三筆

寿の字 松花堂昭乗

○門脇左右の竹梅

古樹の梅 西湖より取寄する木

呉竹 清涼殿より拝領品

○中門の額

言の字は佐川田昌俊筆（言ゆえば開くべし）

○玄関の衝立

旧八幡宮絵馬堂の絵馬なり、狩野古法眼元信の画なり、惺々翁の三疋猿の絵馬と共に世に名高きなり。

○柳之間 浪の欄間

松花堂昭乗翁自作なり、泉之坊伝来品之内

○書院上段之間

後陽成天皇数度の玉座なり、又孝明天皇文久三年八幡行幸の砌り玉座にして上段間は二帖半なり、天上は高麗張床二間左右に違棚あり、十一帖半の間、襖の画は狩野山楽の筆。

○次八帖間

呉天上なり、腰高障子十二枚の腰襖の画は土佐光武の筆十二月の図、式紙の和歌は井上忠継翁筆。

○八幡八郷御定目之額

徳川二代将軍秀忠公慶長十八年七月廿三日先例に任せ御下賜の黒印御定目なりしに、慶長の火災に焼失し松花堂昭乗謹写をなし御定目とせり、捺したる朱印は平清盛公寄附の印にして八幡山旧記録の外に捺印せず、維新前にして紛失せしと、此の御定目に依り殺生禁断の所となりぬ。

右二間は旧八幡宮の社坊四十八坊の一なる、泉之坊書院、永禄三年の建築にて、岐阜中納言の寄進なり。

○待合額

円養軒 八幡山橋坊の筆

○松花堂の茶席

茅屋葺四方流にして、頂きに宝珠形の瓦を置き堂造りなり、中央に自仏堂あり自画像をかける具足は唐物にして翁遺愛の堂付き伝来品なり、二帖を席とし、半間の床、床脇半間の物入れ、下に丸炉あり、襖のすそ張は昭乗翁の筆、向雲の額も同筆なり、天上は旧狩野永徳の筆なりしに屋根も甚々敷為め破損再用を不得、故に土佐光武翁来山引写しせしもの也、八幡宮御戸張裂と申して桐鳳凰朝目彦の図なり、水屋半帖水屋棚を置き、勝手一帖、台所土間一帖三竈戸あり、両開きの唐戸を存す、悉皆四帖半にして、翁自から好みし茶室なり。

右建築は寛永八年残木を以て作造せる物なり。

○軒之額 茶席軒にあり

松花堂 松花堂昭乗翁自作自筆

○ニジリ口額 同

入深 右同断

右前記の建物は泉之坊より明治初年神仏混合の故に取払となり此の所に移建す。又三建造物は特別保護建造物に手続き中なり。

(西村閑夢『八幡松花堂葉』1929、pp1-5)

資料1-2-2 西村閑夢『八幡松花堂葉』東車塚并月之岡の記

○東車塚并月之岡の記

○東車塚

南北六十余間之前方後円ノ古墳ナリシヲ、前角則チ北ノ方平坦ノ処ニ建築物ヲ移建セリ、漸次石垣ヲ積ミ後円部ノ土ヲ採取シテ築造スルニ当リ、勾玉、古鏡、古剣、鎧、兜、馬具等ノ発掘ス、今一部ハ帝国大学考古学研究室ニ寄送シ保存セラル、考古学上応神天皇前後時代ノ古墳ト文学博士浜田青陵先生鑑定セラレシニ、今又永年宮内省諸陵寮ニ奉仕セラレシ増田于信先生式拾余年間取調ラレシ結果、神皇九代開化天皇ノ皇子、日子座之命ノ子ニ、山代之大筒木真若王命ノ墳墓ト認定相成タリ、昔時ハ墳墓ノ所ニ住居ナシ薨去セバ其ノ所ヲ土師氏指揮ノモトニ国民集リ墳墓ヲ築成セリト、又此ノ王子ヨリ筒木郡ト申ナリ、又曾孫ヲ、息長帯比売ノ命、則チ神功皇后モ此所ニテ生レサセ給ヒ、故ニ八幡宮此地方ニ御遷座アリシナラン。

○月の岡名称

継体天皇河内国樟葉之宮ニ於テ御即位ノ砌リ此ノ所ニテ月見ノ宴ヲ催シ給フト申伝フ、故ニ地名月夜田トナス、今モ仲秋ノ候ハ田毎二月映ジテ名所トス。

(西村閑夢『八幡松花堂葉』1929、pp5-6)

資料1-2-3 西村閑夢『八幡松花堂葉』庭園之記

○庭園之記

○七銘石

万葉石 書院前に在り

井堤左大臣橘諸兄公此の石の上にて万葉集を撰みしとて銘とし世に名高し。

蛙石 待合の庭中にあり

橘諸兄公遺愛石、形蛙の如し。

虎石 同東庭に在り

同

普賢の手水盤 待合にあり

普賢菩薩の像を彫刻せる故に名とす。

丸形の石燈籠 銘有明 ニジリ口前にあり

にじり口より見る時は燈籠に火を点し下なる手水盤にうつる故に有明の名あり。

船形の手水盤 銘夜泊舟 同所

右に記せる如く手水盤の水に火影映して篷を懸けて泊舟の如く見る故に名とす、庭中夜景の一とて和歌多し。

太子の手水盤 茶席の前にあり

旧太子坂にあり、聖徳太子山代国御巡幸の砌り、此の石に倚り休息せられしとて名高き石なりしを、昭乗翁希ひ請け水盤となし名づけて太子の手水盤、又太子形見の手水盤と申伝ふなり。

右七石は松花堂昭乗翁の尤も愛せし名石にして世に名高き珍石なり。

其他

- 誰か袖の手水盤 次書院前にあり
行基菩薩秋篠川に橋を懸けられし時の橋のけたなり、日本に四箇ある其の一なり。
- 水琴盤 書院前に在り
旧雄徳山琴堂(註)の水琴盤なり、風吹けば琴楼上に弾じ、雨降れば水落ちて琴の音をなすとして水琴盤と名称す、盤の四方に彫刻せし詩は佐理卿の筆。
- 楠木井筒 同庭中にあり
足利時代室町御所より伝来の品。
- 隅建石燈籠 露路にあり
慶長年号并に片桐且元の彫刻あり。
- 八幡形石燈籠 茶席の前にあり
慶安二年
松花堂尊前永代夜燈
九月十八日 正良敬白
右之彫刻あり。
- 梅形之手水盤 表庭中に在り
梅形に造る故に名とす。
- 春日形小石燈籠 同所
松花堂遺愛の忒品なり。
- 春日形七尺余石燈籠 茶席より書院至る道
鎌倉時代の物にして、八幡山中一番古き石燈籠、松花堂昭乗翁尤も愛玩の品なり。
- 礎の手水盤 奥間中庭にあり
淀屋辰五郎の遺愛品なり、淀屋(个)ヶ庵在世の砌り、神応寺山中より水を引き二階より使用す、此の手水盤より水を吹き上げしに依り、又吹上の手水盤と申なり、今に宅地の辺をドンドンの凶子と申伝ふ。
- 其の外庭石、石燈籠、一切雄徳山、瀧本坊、泉之坊、豊蔵坊、中之坊、宮本坊、萩之坊、護国寺等の名物を集め、裏山の石は井堤左大臣遺愛跡の井手蛙の池の古石を積み保存す、八幡山代表の庭園なり。
尚敷地庭園共に史跡名勝地に手続き中。

(西村閑夢『八幡松花堂葉』1929、pp7-11)

資料1-3 京都府史蹟名勝天然紀念物調査：昭和7年(1932)刊

資料1-3-1 調査報告 綴喜郡 第三 東車塚庭園 一、東車塚庭園の名称

今こゝに東車塚庭園と名づくるものは綴喜郡八幡町大字志水小字女郎花塚七十九番地にあり。現今西村芳次郎氏の宅地にして同氏の現に住するところなり、其庭園は雅趣に富み、樹石幽古、庭中に茶亭あり、松花堂茶室といふ。これもと石清水八幡宮の坊なる泉坊の庭園を移したるもの、而して松花堂は、有名なる瀧本坊昭乗の室をそのままに伝へたるものと言ふ。これらの邸宅、庭園、茶亭ともに由緒あるのみならず、この庭園のあるところは土地高く丘阜の状をなし、眺望佳、居ながら隴圍を俯瞰し得。これ、実は、その丘阜は前方後円の一大古墳にして、眺望のよろしきは田野の間に孤然として立てるためなり、即ち古墳の上に、之れを識らずして邸宅、庭園を営みたる極めて特殊なる一例をこゝに見るものなり。かくの如くにして、邸宅、庭園、茶室、並にその地域、いづれも皆歴史を有せるもの、府下に於て見る特異なるものにして、また顕彰保存の要あるものなり。これらを綜べ合せて名づけて東車塚庭園と言ふ。(後略)

(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932、pp49)

資料1-3-2 調査報告 綴喜郡 第三 東車塚庭園 二、東車塚

八幡町大字志水、小字女郎花塚と云ふは、有名なる石清水八幡宮の東南約十丁にあり。此地は八幡町の南端にして、八幡町より河内へ出る街道の東側に当る。小字を女郎花塚と云ふは、古今集に詠ぜられたる有名なる女郎花の伝説地としてあり、今、西村氏邸前に小墳ありて、上に石塔を立てたり、これを女郎花塚と云ふによる。之れも一古墳なるべし。而して、こゝに言ふ西村氏の宅地をなす古墳は其形状甚だ大にして、前方後円の形をなほなせるを見る、所謂車塚にして、里人之を東車塚と称す。是れ、なほその西、即ち街道の西側には又、一の車塚ありて西車塚と言ふに由るなり。両者共に此地方に於ける著名なる古墳なり。石清水八幡宮に蔵する元禄頃の古図に、この志水の附近の地をもしるせるものありて、これには東西両車塚ならびに女郎花塚の図示せられたるを見る(中略)。又近世のものなれど神官文庫所蔵の洛外巡の図にも、車塚を表せるあり。此等車塚の記事については、元禄十五年の山州名跡志に載り、其後文化年間京都文人の筆になる『以文会筆記』には次の如き比較的詳細なる記事あり。

(中略、【資料2-6】参照)

其後、西車塚には八角院なる仏堂建てられ、東車塚は、井上氏の所有となり宅地として営まれ松花堂遺蹟もこゝに移されしなり。従つて東車塚はこの時高地は均らされ周囲には、石垣積まれて地貌大に変異せり。而もこれあるによつて隔々古墳内の埋蔵世に出で、考古学上の遺跡として注意を惹くに至れり。之に就きては既に大正五年梅原末治氏の調査あり、大正九年発行の久津川古墳研究の中に東車塚に関する報告ありたり。

この東車塚は、西車塚を相距る事約壱町にして、前方後円墳として北々西面す。宅地となるの時形貌変化したるものなれど、なほ今日に於ても、これを東方より望まば、前方後円なりしを推断し得べし(中略)。後円部の封土は、上半の部分を残存せるを見る。封土の長さ七十間余、前方部は長さ二十間余、幅十七間にして、後円部は直径四十間余、而して周囲の田の面より約五尺の高さにあり。西村氏の談によれば、封土の表面は、礫石を以て覆はれありて、外側周縁部には一重に埴輪円筒を樹て繞らしありしと云ふ。今なほ周囲の田畠には埴輪の破片散在せり。

本古墳は、始めより、学術的に発掘せしにあらざりしを以て、古墳内部の構造、遺物の埋蔵状態等、明瞭ならず。西村氏の談に拠れば、此の塚に於ては前方部と後円部との両処に遺物を発見せしと云ふ。最初明治三十年、前方部地均しの際、地表下約二尺にして土砂に混じり偶然古鏡一面と劍身一口とを発見し、此部分に於ては何等特殊の構造を認めざりしと云ふ。更に明治三十五年後円部を庭の築山に修造するに当り、こゝに一種の粘土と礫石とよりなる槲の如きものあり。此施設は封土の中央表面下五尺より六尺に亘る間に存し、先づ栗石を一行に並べたる

礫床あり、上に約一尺の粘土層あり、其の形は橢円形をなして、大きさ長径約二間、短径一間あり。長径は塚の主軸に対して直角の位置をとれり。粘土層の裏は空隙ありしが如く、こゝに朱層ありて其の中に、古鏡三面、硬玉製勾玉二個、刀劍身三口、斧頭、鏃、甲冑等の遺物存在せりと云ふ。遺物の中にて最も貴重なるは鏡にして其の中前方部より発見の長宜子孫内行花紋鏡は京都帝国大学に蔵せられ其の他は個人の有に帰せり。其の種類次の如し。

	面径	縁厚
一、長宜子孫内行花紋鏡	七寸三分	一分五厘
一、六神鏡	五寸五分	二分
一、半円方形帯龕鏡	七寸一分	
一、二神二獸鏡	七寸四分	三分

(銘) 尚方作竟自有好、明而日月□□有、刻治守泉悉皆右、長保二親宜孫子、富至三公利古市、告后也

刀劍は大刀五口と前方部より発見したる劍一口あり。何れも錆甚しく完存せず、大刀の中三口はその柄頭環頭なる事を知る。其一は身の長さ二尺五分、刃亘一寸二分、棟幅二分、基の長さ四寸七分にして環頭は長径一寸七分、短径一寸二分あり、且之れには杉材と思はるゝ木片附着せり。其二は身と茎との区別不明なるも環頭は直径二寸、短径一寸六分あり、其三は茎部のみを存し環頭は直径一寸四分、短径一寸二分あり。劍は長さ一尺三寸、刃亘約一寸あり。

斧頭は二口あるが其一は長さ三寸五分、刃幅二寸一分あり。其他、鉄棒の一端に山板を附せるもの及び長さ四寸五分、幅一寸三分の菱形薄板の中央に菱形のある異形鉄器あり。又西村氏の談によれば封土の西南隅より、注口付の祝部土器埴一個を発掘したりといふ。

東車塚古墳は貴重なる遺物、殊に鏡鑑四面を出し長宜子孫内行花紋鏡は支那鏡と認むべく、其他の鏡も仿製として優秀なるものに属す。(後略)

(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932、pp50-53)

資料1-3-3 調査報告 綴喜郡 第三 東車塚庭園 五、松花堂茶室

(前略) 昭乗が瀧本坊にある時、老来閑寂を愛して小室を営みしことは、昭乗上人行状記に

寺を辞して躬を寂定におきて荷露に心をみがき中台に自証の月を待なんとて坊の南阜に松花堂といふ方丈をトて三昧に入られけり、……こゝに屏居ののちは松花堂とぞいひける。

とありて、小室を瀧本坊の南の丘の上に造りしを知る。松花堂はこの小室の名にして、昭乗の名は又松花堂によつて、広く世に知らるゝに至れり。松花堂の小室は昭乗没後も長くそれに立てりしが如し。宝永年間の著なる山城名勝志には「松花堂者昭乗退隱地而今在泉坊」といひ、享保九年の石清水雜記には「泉坊ノ傍ニ一室ヲカマエ、号松花堂、丈床ニ瑜伽ノ湛法水、不断三蜜ノ月ヲ澄シ云々」とあり、男山考古録には、この小室は泉坊の東北にあり一字の方丈にして南面檐下に松花堂自筆の板額を懸け唐扉を鎖し、勤行の方丈室なりとあり。続日本高僧伝には「晩男山南阜構方丈室扁松華堂」とあり。即ち、此等によりて見れば松花堂は瀧本坊の南阜即ち泉坊の東北にありしを知る。

なほ松花堂につきては寛政十一年秋里籬島の著なる「都林泉名所図会」^(註)には、これを茶室なりとし、その林泉並に茶室の図を画けり(図番号略、【資料2-2】参照)。しかれども、松花堂を茶室なりとするは、その初めよりの姿にはあらざりし如し。即ち、男山考古録を見るに、松花堂の状を記して、路地自然の樹木繁り待合三所あり、中門又中潜りと称す、堀中小門あり、燈籠手水鉢等巧を尽したりと云ひ、而してこれは後人の意に任せて好みなせるにて、世俗茶室と思へるも俗意もて炉を切開きて大いに師の意を損じたる物なり、旧の在所には今の如く待合又中くゞり等在るべくもあらず、と記せり。果して然らば都林泉名所図会の記事及び図は、後代の改変を受けたる後の状をさして言へる如し。然れども、此の図会は寛政の頃の実状をよく描

けるものにして、今日遺跡研究上、顧みるところ多き資料なり。

惟ふに松花堂は、昭乗退隱の方丈にして必しも形式上直ちに茶室と云ふに非るも、彼の風流人が変改を加へて茶室の如くにしたるものゝ如し。

(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932、pp60-61)

資料1-3-4 調査報告 綴喜郡 第三 東車塚庭園 六、松花堂及泉坊の移転

(前略) 然るに明治維新となるや、男山八幡も亦大改変に遭ひ、殊に神仏分離の時変にあつては男山に多年昌栄を誇りし社坊も一切停止の運に遭ひ、京都府にては明治七年の頃榎村知事が社坊取払を厳命するあり。男山にては当時、瀧本坊の住職は乗道といひ泉坊のそれをも兼ねたり。即ち取払の命急なるや、泉坊の客殿は当時山麓にありし大谷治麿(中山忠光卿の弟)へ六百両にて売られ、其の邸地に移されたり。其地は八幡町字山路(今土地台帳には山柴といふ)といひ放生川の買屋橋のたもとにして、其址今、井村氏の有となれり。其後大谷氏の去るや、件の客殿は明治十三年また山路より八幡町志水の南端即ち西車塚の前方部の東方に移されたり。然るに此場所は低くして洪水等の憂あれば明治二十四年井上忠継氏、即ち西村芳次郎氏父は之を譲受け、更に東車塚の地に移し、なほもとの泉坊の庭園をも此処に移したり。(この移転に与りし大工は八幡志水の人藤下常次郎にして庭師は伏見の人植木屋幸七なり。)

かくの如くにして、八幡宮の坊舎にして、昭乗と縁故深き松花堂と泉坊の客殿庭園は、今や、東車塚なる一大古墳の上に築かれて、合せてこゝに保存せらるゝに至りしなり。(後略)

(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932、pp62)

資料1-3-5 調査報告 綴喜郡 第三 東車塚庭園 七、泉之坊書院並松花堂茶室

(一) 書院

本書院は、さきに言ふ如く、もと石清水八幡宮四十八坊の一なりし泉坊の客殿なりしと云ふ。伝ふるところ、永禄三年の建営、岐阜中納言の寄進といふ。広さ九畳にて奥に二畳半の上段の間を構へ床及び違棚あり、又八畳の次の間を有す。玄関には旧桃山御殿より拝領せりと称する車寄あり。玄関より奥へ四畳半、四畳半、六畳、六畳と座敷続き、其左は次の間にて八畳、奥が即ち書院となり、庭に面しては縁を附せり。而して最初の六畳は柳の間と称し、そこに昭乗自作と伝ふる浪を彫りたる欄間あり。

挿入の平面図(図番号略、【資料1-3-7】参照)に示したる如く、書院には正面に二間の床ありて上段の間は高さ四寸櫓の框をもつて一段高くし、そこには床に続けて一間の違棚を設け、一方には一間半の帳台を構へ、其一端更に半間の違棚を造る。床の間は深さ一尺八寸あり、地板は厚さ三寸四分櫓の一枚板なり。床脇の違棚は中央を一段高くし、其両端には筆返を附し、上方は袋棚にて四枚の小襖を嵌めて引違とす。帳台は嵌めころしとして開かず、上下框及び方立には金剛鍍金の飾金具を打ち、違棚にも同様金具を打つ。半間の違棚も棚の一端に筆返ありて、飾金具を打ち、上方には袋棚を設けて二枚引の小襖を嵌めあり。棚板・筆返共櫓材にて籬束のみ黒檀を用ひ、唐戸面を取れり。天井は床前八畳は折上小組格天井にて、上段の間は別に区劃されて小組格天井となり、折上を有せず、床の間も小組格天井なり。壁面はすべて白の鳥の子張りとし、長押には六葉金具を打つ。次の間との境は襖にて、その山水墨絵は山楽の筆と称す。上方の欄間は箴欄間なり。縁に面する方はすべて腰高明障子にて、腰の外側は横舞良とし、内側は張付にて土佐光武筆と称する彩画あり。次の間、即ち八畳の間は小組格天井、縁に面しては書院と同様の腰高障子ありて他方は襖なり。

さて本書院は八幡宮の社坊泉之坊より明治初年現在の地に移建するに際しては、間取・方向・外觀等を旧と同様にせりといふも、建築の上に於て、旧態保存の程度は明ならず、屋根も以前は檜皮葺なりしといへども、現在は西村氏の邸宅としては、切妻造に縁廂を有して棧瓦を葺く。

而してかゝる屋根・縁側等には古き箇所を認めず、此書院と次の間と、そして柳の間にある浪欄間のみ古し。床・違棚・帳台等の形式は桃山時代より江戸時代初期に於けるものとして大差なきものの如く、特に天井・長押等は最も古く、或は永禄年間と伝ふるものを存するに非ずやと思はる。柱の面の大きさは約 1/15 あり、これも桃山時代から江戸時代にかけての此種建物に於ては普通に見るところのものなり。帳台飾金具の毛彫は唐草に桐を配したる桃山様式のものなり。違棚金具の毛彫は多少下るかと思はる。長押の六葉金具も稍後世のものらしも、其下に稍小さく形甚だよき六葉座の痕跡あり。これ即ち当初の六葉座にて、随つて長押の古きことを現はし、併せて此書院の年代をも語るものなり。山楽筆と称する襖の引手金具は元のものらしく、箴欄間亦古く、其框には天井格縁に於けると同様の一種の唐戸面を取れり。

浪欄間は二枚ありて長さ各一間、同一意匠なり。昭乗自作と称するが事実と思はる。但し位置は現在の所になく、書院次の間に用ひありしと伝ふ。

玄関の車寄は唐破風造にして、檜皮葺、瓦棟にて前方に鬼板あり。正面には円柱二本を左右に立て、礎石は方形に造る。柱上台輪ありて三料を組み、虹梁を架し、虹梁上中央に臺股を置き、棟木・輪極をもつて屋根を造れり。虹梁の下は台輪との間を欄間とし、細木二本を吹寄に用ひて襷形を造る。扉は棧唐戸にて双折・両開とし、頭貫と蹴放との間に軸吊とせり。棧唐戸の上部は菱格子を組み、中に桐紋彫刻を一つづゝ入る。桐紋は普通の例と異り花の稍左右に垂れたるところ特色ありといふべし。金具は鉄製にて、蝶番は後補なるも、定規縁の四葉座や方立の饅頭金具は形古し。柱上部には頭貫の木鼻あり、茨・しがみ等の手法は桃山時代の様式を表はす。虹梁上臺股の脚間には彫刻あり表裏意匠を異にす。表面即外面は牡丹にて、中央に花を置きそれに葉及蕾を配したるもの、写実的にて相当に具合よろし。裏面の彫刻は簡単にて、中央に円中桐紋を彫る。脚部先の繰形は若葉化せり。唐破風の形はよく整ひ、下方の扉や臺股彫刻等と調子よく調和せり。但し兎毛通は失はれて今はなし。棟の前端の鬼瓦は現在のは他所より持ち来りしものにて、当初のものは西村家に現に蔵せらる。それには表面に三つの円形を造りて、それに福・禄・寿の三字を一字づゝ入れてあり、福の字は近衛応山、禄は本阿弥光悦、寿は松花堂昭乗の筆と伝へ併せて寛永三筆と称せらる。(中略)

(二) 松花堂茶室(図番号略、【資料1-3-8】～【資料1-3-11】参照)

昭乗が泉之坊に退隠中、寛永八年、庭中に先年焼失せし瀧本坊の残木を集めて作り、軒に松花堂なる額を上げて其号とせしものと伝ふ。書院と同時に現在の地に移されたるものなり。

書院車寄の傍なる庭中門を入れば露地の左に待合を経て奥に茶室あり。

大さ凡そ一間半四方、藁葺の宝形造にて頂上に瓦製の露盤宝珠を載す。平面図(図番号略、【資料1-3-7】参照)に見る如く、二畳の茶席を中心に、次の間・水屋・土間あり、茶席は正面に半間の床と袋棚とを並べ造り、一方濡縁との境には腰高明障子と雨戸とを併せ用ふ。次の間とは半間の襖をもつて通じ、其脇半間は仏壇とせり。次の間には躡口あり、又一方の壁には不規則六辺形袖形の下地窓を開け、他方は水屋に続き、其境は斜に仕切られて拱に似たる出入口を附す。水屋には戸棚を置き、外壁には猪目形窓を一つ造る。土間は瓦を四半に敷き、片方には竈を築き、竈の後壁には引上戸を設けて躡口の間と相通ず。土間の入口は双折両開の棧唐戸なり。

細部に就いて記せば、二畳茶席の天井は最も念入りにて、周囲に板をもつて緩き折上を造り、中央は網代地に彩色をもつて日輪を大きく描き、一對の鳳凰を飛ばせ、桐花紋を配す。元は狩野永徳の筆なりしが、雨もりのために破損し、後世造り直されて、絵は土佐光武が旧に模して描きしものといはる。床脇の袋棚は上中下三段となり、上中二段には各三枚の小襖があり、下段のみ杉戸とす。各段意匠に変化あり、殊に下段戸棚の中に円形の鉄炉を設けたり。次の間との境の襖によつて仏壇の開閉を自由ならしめたりしたるところ、持仏堂式茶室として松花堂苦心のあとがうかゞはる。襖の引手にも意匠を凝らし、矩形の木彫のもの、竹の節をそのまま利用せるもの、陶器に連魚の彩画を施したるもの等あり。猪目形窓や下地窓も巧みなり。殊に下

地窓の形、下地芦の配列、蔓のからみ方など彼の桂離宮内月波楼茶亭等を思はしむるものあり。蓋し桂離宮は小堀遠州の意匠になり、松花堂もそれに参じたと思はるゝ事実あればそこに一脈通ずる点を見出すは当然ならん。

室の配置にも一風あり、躡り口を入りたる一畳の間より、水屋・竈・茶席等への連絡極めて面白く且つ自然なり。

土間の入口の棧唐戸、屋上の宝珠、其他後世の修補改造にかゝるところ尠からずあれども、全体としてよく当初の形式を存し、松花堂独特の意匠の変化や妙味を随所に見得るは幸ひなり。

(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932、pp63-78)

資料1-3-6 調査報告 綴喜郡 第三 東車塚庭園 八、庭園

現在の西村氏邸庭園は所謂松花堂(茶室)の庭の外、他の部分にも庭石、燈籠、手水鉢等に珍貴のもの多く配置され居るを以て、それ等の調査の結果をも併せ述ぶることゝし、便宜上(一)書院前の庭、(二)茶室松花堂の庭、(三)玄関側の庭、(四)奥の間の庭の四部に分ちて説明を加ふべし。(図番号略、【資料1-3-12】参照)

(一)書院前の庭(中略)

本庭は東辺生垣を越えて遙かに宇治方面を見晴らし眺望頗る佳く、都林泉名勝図会「八幡泉坊」(図番号略、【資料2-2】参照)に於ける茶室の右方の二人の人物を配せる附近の技法と全く同一のものなり。

本庭中に存せる重要な庭園建設物としては次の如きものあり。

水琴盤(図番号略、【資料1-3-15】イ参照)もと男山琴塔にありしものと伝ふ。

誰か袖の手水鉢(図番号略、【資料1-3-15】ロ参照)僧行基大和国秋篠川に橋を架けし時の桁にして日本に四個ある中の一なりと伝ふ。

万葉石(図番号略)左大臣橋諸兄公この石の上にて万葉集を撰みしよし伝ふ。

(二)茶室松花堂の庭(中略)

燈籠としては次の如きものあり。

春日形石燈籠(図番号略、【資料1-3-13】ロ参照)高さ七尺。茶室の東南にあり。鎌倉時代のものにして八幡山中最古のものと称せらる。

春日形石燈籠(図番号略、【資料1-3-13】ハ参照)高さ六尺。茶室の東南隅にあり。

八幡形石燈籠(図番号略、【資料1-3-14】ホ参照)高さ三尺八寸。茶室の東にあり。竿に次の如き刻銘あり。

慶安二年

松花堂尊前永代夜燈

九月十八日 正良敬白

道導形石燈籠(図番号略、【資料1-3-14】ト参照)高さ三尺三寸五分。茶室の北にあり。彫刻全部判明せざれども、慶長、片桐等の文字あり。

春日形石燈籠(図番号略、【資料1-3-14】チ参照)高さ六尺七寸。茶室の北にあり。

有明形石燈籠(図番号略、【資料1-3-13】イ参照)高さ四尺一寸。茶室の西にあり。

草屋形石燈籠(図番号略、【資料1-3-14】ヘ参照)高さ三尺四寸。待合の東にあり。

織部形石燈籠(図番号略、【資料1-3-13】ニ参照)高さ四尺五寸。待合の南にあり。

次に手水鉢としては次の如きものあり。

太子の手水鉢(図番号略、【資料1-3-15】ハ参照)茶室の東にあり。この石もと太子阪にあり、聖徳太子山城国御巡行の砌りこの石に倚り休息せられしとて名高かりしを昭乗翁希ひ請け手水鉢となし、爾来太子の手水鉢又は太子形見の手水鉢と称すと伝ふ。

船形の手水鉢(図番号略、【資料1-3-15】ニ参照)茶室の西にあり。本手水鉢は前記有明

形石燈籠の前にありて燈籠に点火するとき、その灯手水鉢の水面に映じその様恰も夜泊舟の如ければ庭中夜景の一として古くより和歌に詠まるゝこと多し。

普賢の手水鉢（図番号略、【資料 1-3-15】ホ参照） 普賢菩薩の像を彫刻せる故に此名あり。

以上の外庭園装飾物として次の如きものあり。

蛙石（図番号略） 待合の南にあり。

虎石（図番号略） 待合の東にあり。

これ等は何れもその形状が蛙及虎に類似せるより命名せるものにして橋諸兄公遺愛の石と伝へらるゝものなり。

（三）玄関側の庭（中略）

左の如き建設物あり。

梅形の手水鉢（図番号略、【資料 1-3-16】へ参照） 手水鉢の横断面に梅花形を呈する故にこの名あり。

春日形石燈籠（図番号略、【資料 1-3-14】リ参照） 高さ四尺九寸五分。鎌倉時代のものと伝ふ。

右は何れも昭乗翁遺愛の品と伝ふるものなり。

（四）奥の間の庭（中略）

本庭内に礎の手水鉢と称する手水鉢あり（図番号略、【資料 1-3-16】ト参照）。（中略）

さて松花堂故居を載せたる「都林泉名勝図会」は寛政十一年に発行せられを以て、図会に表はされたる庭園の状態は少くとも今より百三十年以前のものなり。（中略）

さて前述せし如き現況と図会に描かれたる図とを対照比較せんに、先づ書院前の庭は前にも一言せし如く東辺の低く苜込みたる生垣を越えて遙かに宇治方面を望む如くなしその趣向は図会（図番号略、【資料2-2】参照）に見るところと全く一致し、図会の中に「数寄屋待合等風流にして庭中より宇治山朝日山小倉池伏見沢田黄檗木幡里城山鮮に見へて無双の妙景也」と記せるは眺望の勝れたるを称へしものなり。而してかゝる技法は当時（江戸初期）小堀遠州が大徳寺方丈東庭に於て採用せしもの（庭外の比叡山加茂川畔の松並木を借景として庭景にとり入れたり）等と全く同一のものなり。無論其効果に於ては現在位置よりも当初の泉坊の位置に於ける方が遙かに優れること言ふまでもなき事なり。

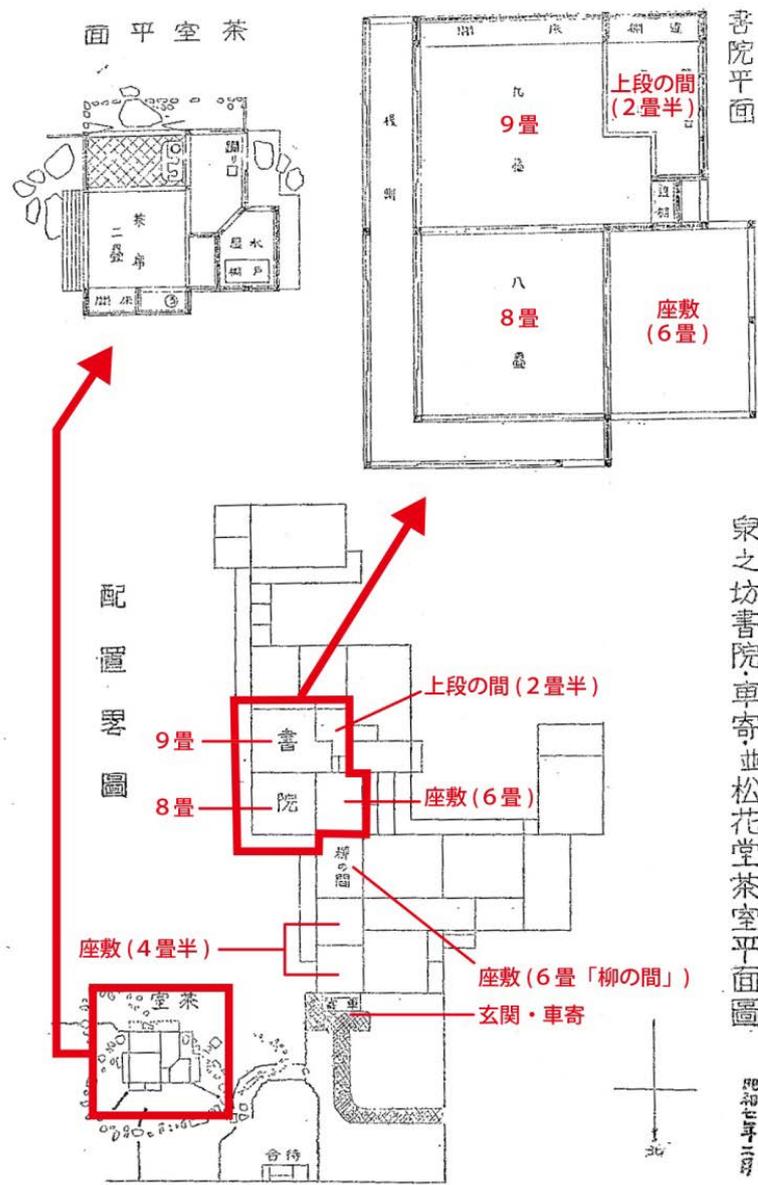
次に茶室松花堂の前部即ち東部は現状と図と全く一致し、飛石の配置、太子の手水鉢、八幡形石燈籠、ウメの樹の位置等全く図に描ける如くなり。（中略）尚ほ図に示せるシユロの樹は現在も略同位置にあり唯本数に於て三本許り減じ居れるも此は現主西村氏の言ふ所によれば近年枯死し爾来そのまゝに放置され居るものにして、本庭の植栽に一つの著しき特色を有せしめ居るものといふべきなり。（中略）

かくして本庭園の価値は全体として江戸時代初期に於ける日本庭園殊に茶庭の模様を知る上に於て好個の資料たるのみならず、庭園建設物即ち石燈籠、手水鉢等に珍重すべきもの藪からざるにあり。（中略）

かかるがゆえに本庭園に於ける諸庭園建造物の散逸を防ぎ庭園の保護保存を講ずるは、造園及美術工芸の研究上はもとより、一般文化史研究上より見るも甚だ有意義のことゝいふべし。

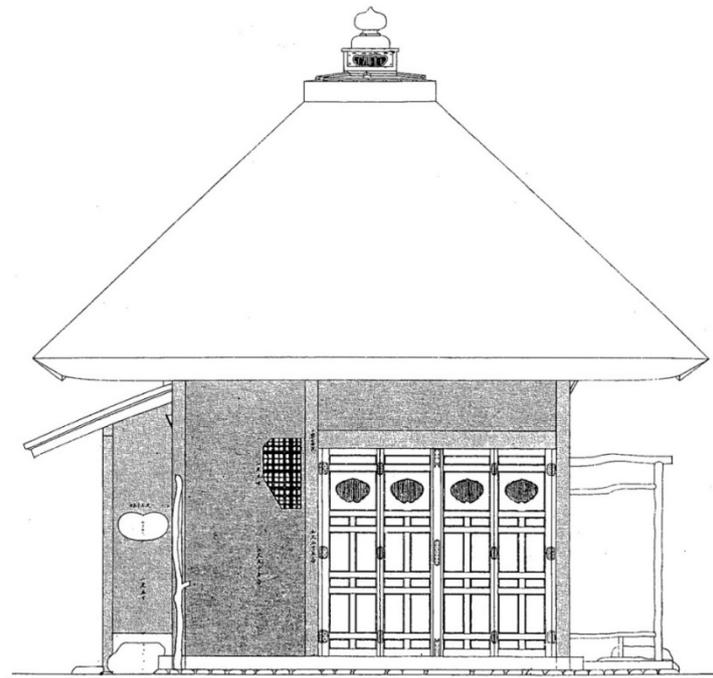
（京都府編『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932、pp78-85）

資料1-3-7 泉坊之書院・車寄・並松花堂茶室平面図



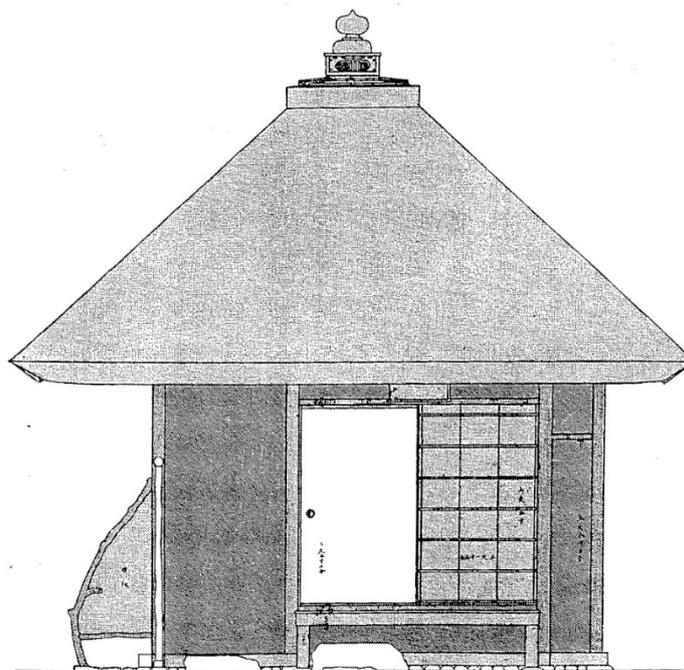
(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932、pp64所載の図に
赤色で加筆)

資料1-3-8 茶室松花堂南面建図



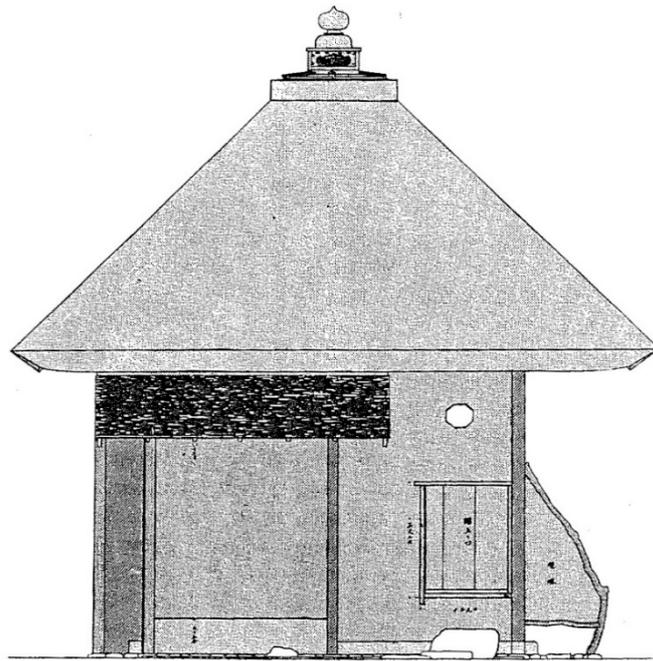
(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932所載 図版29)

資料1-3-9 茶室松花堂東面建図



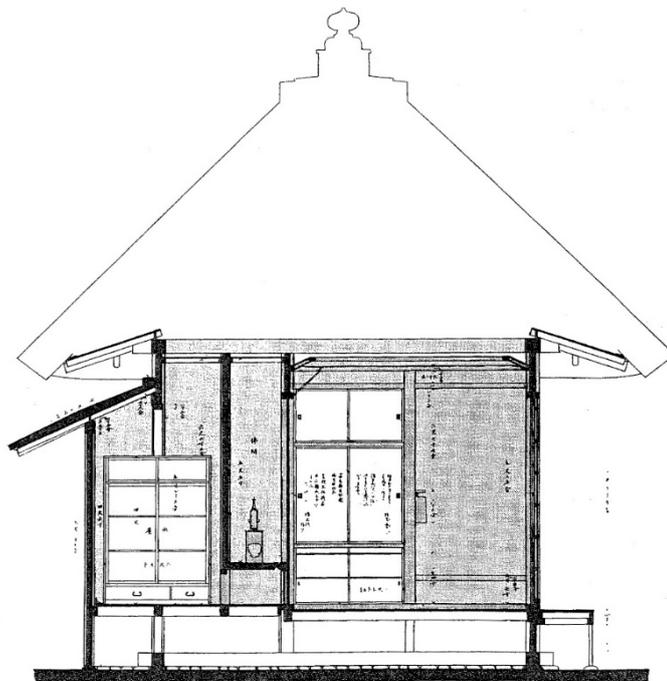
(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932所載 図版31)

資料1-3-10 茶室松花堂西面建図



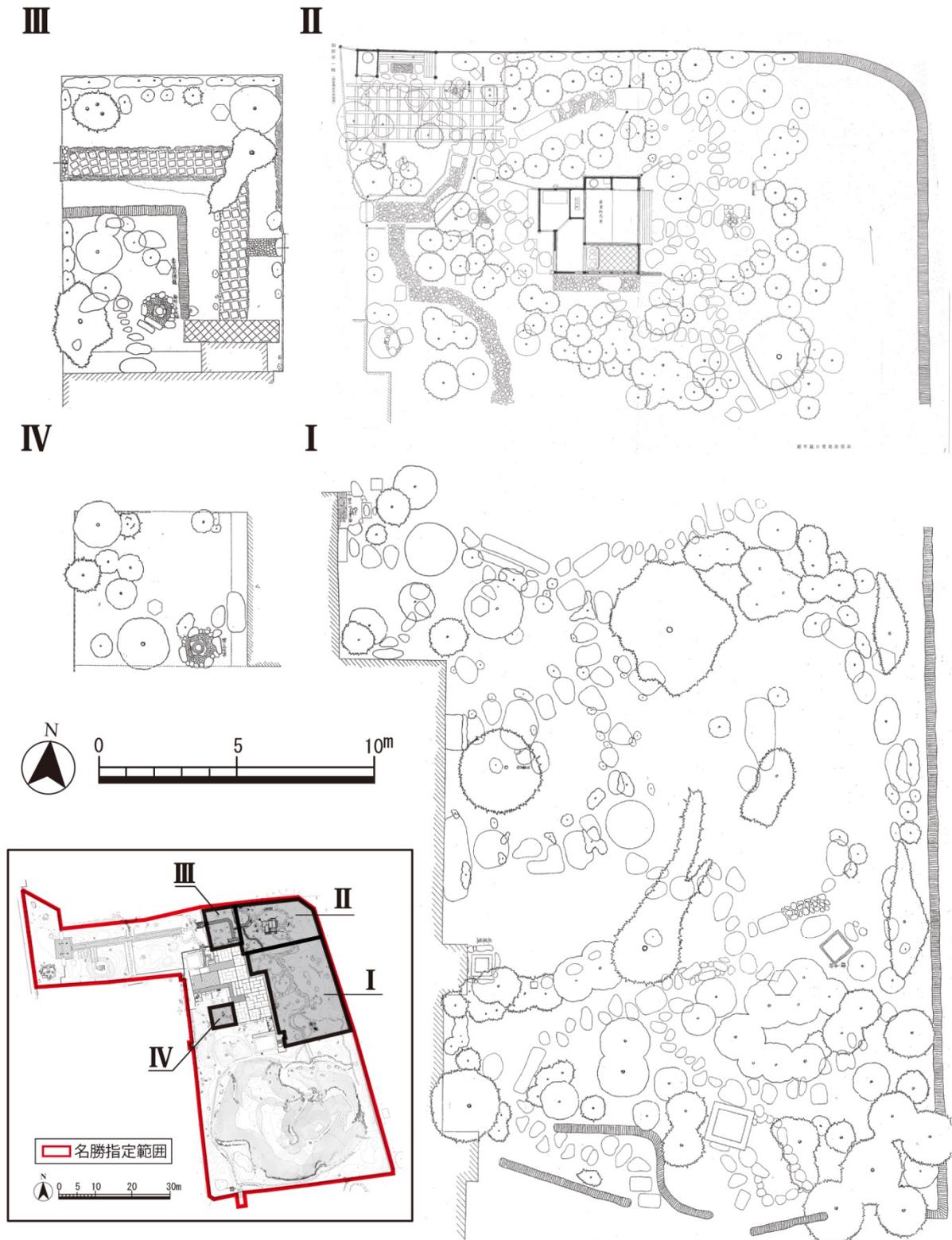
(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932所載 図版32(1))

資料1-3-11 茶室松花堂南北断面図

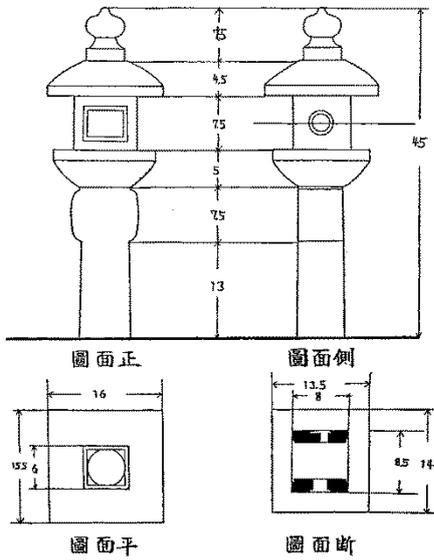


(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932所載 図版32(2))

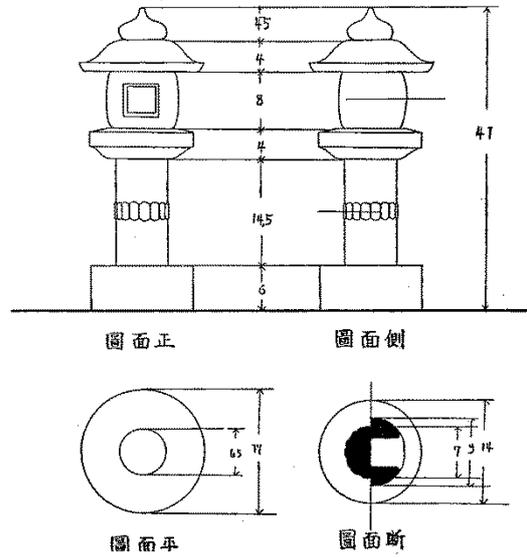
資料1-3-12 東車塚庭園平面図



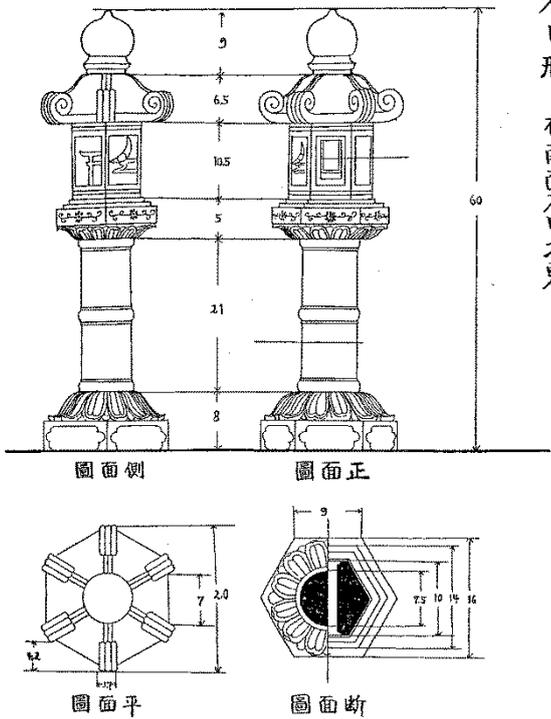
(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932所載 図版13-15に
名勝指定地との位置関係を示す補助図を添えた)



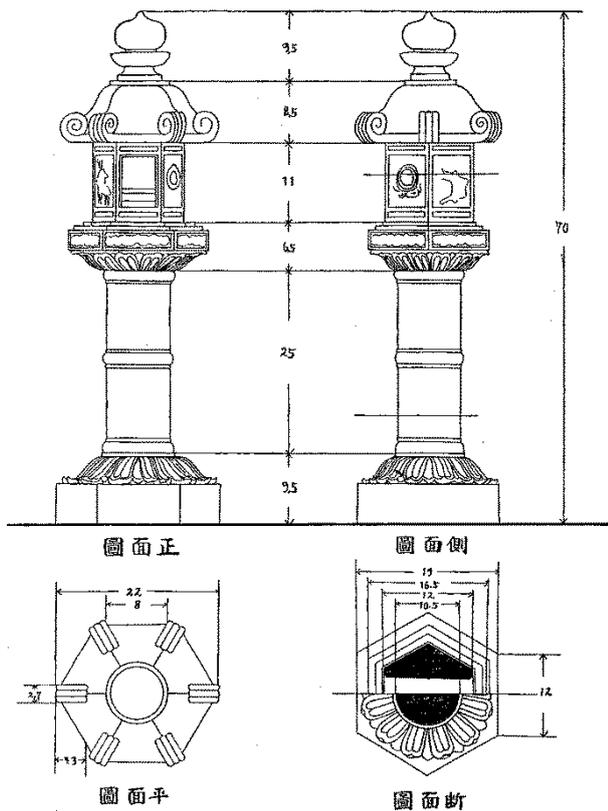
② 織部形 在待合之南庭



① 有明形 在躰上口之西

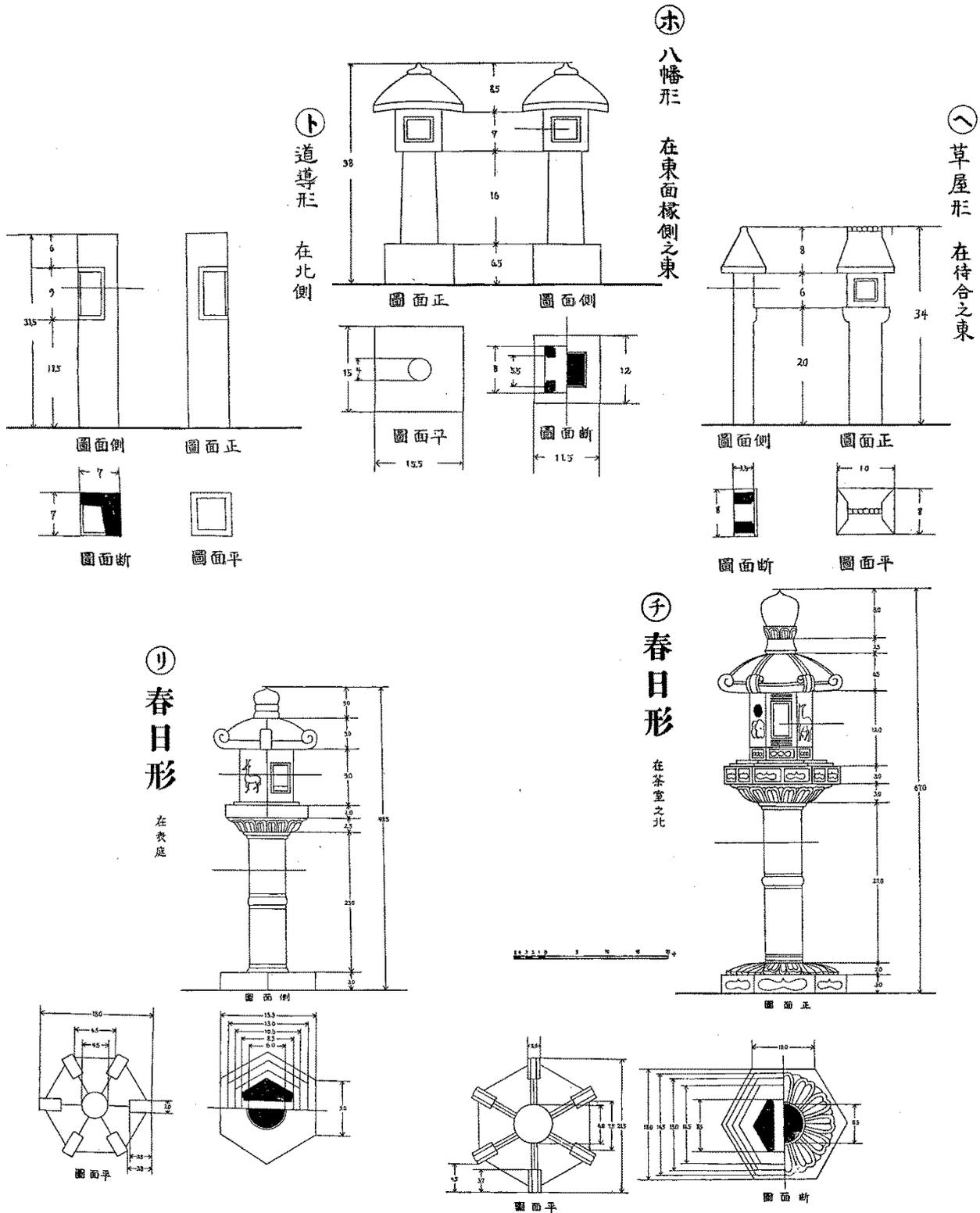


④ 春日形 在南面入口之東

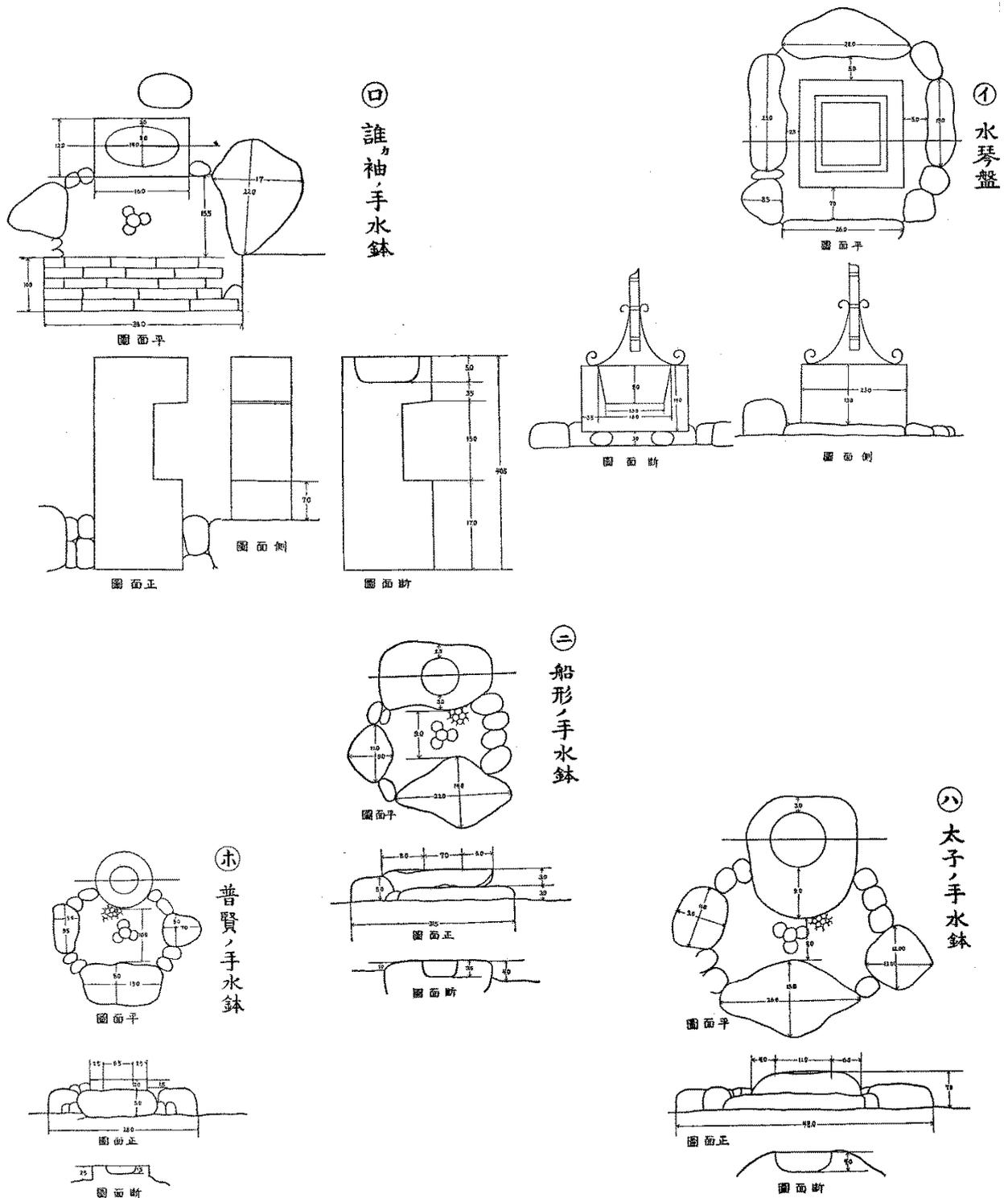


③ 春日形 在茶室之東南

(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調查報告』第13冊、臨川書店、1932所載 図16-17)

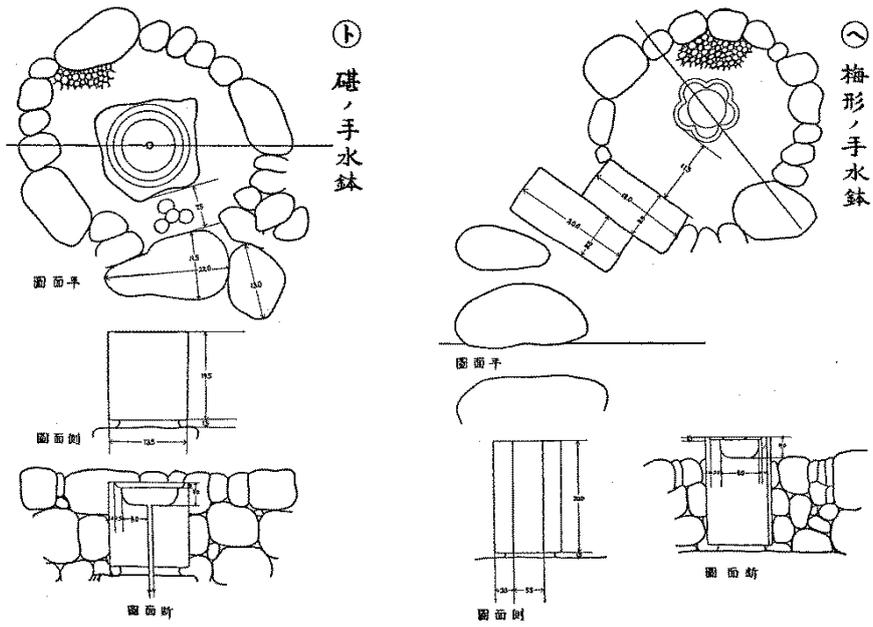


(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932所載 図版18-19)



(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932所載 図版20-21)

資料1-3-16 東車塚庭園内 手水鉢図-2



(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932所載 図版22)

資料1-4 重森三玲による庭園実測：昭和12年(1937)実施

資料1-4-1 重森三玲・重森完途『日本庭園史大系』松花堂庭園（露地） 作庭年代および作者

（前略）ところで、明治維新の神仏分離事件に関して、この松花堂が男山の山中から移建の問題が起ったが、明治七年（一八七四）時の京都府榎村知事の厳命で、坊舎取払いとなり、その頃の滝本坊と泉坊の兼務住職であった乗道は、泉坊の客殿を、男山山麓の中山忠光卿の舎弟大谷治麿氏に六百円で譲渡移建したのであった。

ところが、この大谷氏がこの地を去ることとなったので、明治二十三年（一八九〇）には、近くの志水の西車塚の地に移建した。ところが、この地は低地のために洪水の憂いがあるとい
うので、翌明治二十四年には東車塚、即ち現地に移建が決定した。当時この地の地主が西村忠
継氏であった。この西村氏がこの時初めて、もとの泉坊に残っていた庭園をも移築することと
なり、長池の梅村某所有の植栽も買収し、施工は伏見在住の植木屋幸七であり、大工は志水の
藤下常次郎であった。かくて現存の松花堂が完全に移建移築されたのである。

（重森三玲・重森完途『日本庭園史大系』第18巻、社会思想社、1974、pp29-30）

資料1-4-2 重森三玲『日本庭園史図鑑』松花堂路地 作庭年代及作者

（前略）この地は低地の為には洪水の憂いがあると云ふので、更に又、明治二十四年、今の西村氏
の邸即ち東車塚の地に移建されたのであつが、これは今の西村芳次郎氏の厳父井上忠継氏であ
つた。この時に当たつて、もとの泉坊の庭園を同時にこゝに移し、一方長池梅村氏の庭木等
をも買収されて、こゝに庭園が今日の如く完成したのであつた。従つて大体には「都林泉名勝
図会」に図示される如く、旧形を保存すべく、復原的に扱はれて、今の茶席付近は作庭された
のである。時の庭師は伏見の植木屋幸七氏であり、大工は志水の藤下常次郎氏であつたと云は
れてゐる。

（重森三玲『日本庭園史図鑑』第12巻、有光社、1939、pp47-48）

資料1-4-3 重森三玲・重森完途『日本庭園史大系』松花堂庭園（露地） 様式

泉坊から書院の移建や、庭園の移築に当っては、その当時のことであるから、別に実測調査
などはされなかったが、西村忠継や、施工の植木屋幸七が実地をよく見分し、特に「都林泉名
勝図会」などが唯一の参考になった由である。従つてこの「林泉図会」の挿図を一覧すると、
向つて右方に待合があり、左方手前に土塀を兼ねて中潜が見られる。そこを入ると、右手が竹
垣となり、左手は植栽の中に四方形の石燈籠があり、その前が霰敷石となっている。そこを
進むと竹の枝折戸があり、飛石で奥に入る。奥にはシュロなどの植栽も数本見られる。もう
一つ中門があつて、六角形の石燈籠が門前右手にある。右には書院の屋根の一部が見られる。

松花堂の茶亭は藁葺の方形造りとなつていて、珠光の茶亭の侘草庵の味を出してある。正面
に躡口があり、袖壁も見られる。側面は格子戸がはまり、後部に老松が見られる。

このような寛政度の古図と現状とを比較して一考して見ると、相当忠実に移されたという松
花堂も、実は大変な相違が見られる。現状の松花堂の茶亭そのものが変化しているのみでなく、
現状のものには中潜はなくなっているし、竹の枝折戸もない。ただ中門だけとなっている。し
かし茶亭附近のシュロの植栽は今も見られる。

さて本庭は全面積二百五十坪（八二五平方メートル）ほどあつて、書院の東庭としての平庭
式枯山水が大部分の面積をとっている。

まず北西部の門を入ると、四半敷の敷瓦の道があつて玄関に達する。内側にサザンカの刈込籬
が矩形につくられ、その中に梅鉢形の手水鉢を配した蹲踞がある。これは玄関脇八畳の間の前
庭で、春日燈籠や礎石もある。

玄関の前の中門を内に入ると、霰敷石を通過して柳の間の前庭に出る。ここには明治頃の大礎

石を中心に飛石が打たれてある。入った所には蹲踞や塵穴もある。

飛石を東南に出ると、書院の前庭となる。この附近の飛石は書院好みで、平庭全体は一種の書院式露地としての様式を見せている。従って中央には大形の礎石（明治）を見せたり飛石が四方に走っている。そしてずっと東部は砂地とされた一種の枯山水で、池庭式の地割が施されている。東部は刈込籬があって、近くの木津川の景が背景とされる。

この書院の方を寄りつきに用いて、茶会の節は客達は左方の松花堂の侘草庵の露地に進むようになっている。柳の間の方から飛石で左に進むと石橋様の敷石があって、この附近から急に飛石が草庵露地らしく小さくなっている。右手に自然石の手水鉢を中心に蹲踞があり、松花堂の席の濡縁から内に入る。

蹲踞のところから左に飛石を進むと、席の裏に出て、更に表門の方へ行けるが、途中を左に折れると茶亭の水屋の方へ行くように飛石が打ってある。全体的にこの附近には植栽が多い。

（重森三玲・重森完途『日本庭園史大系』第18巻、社会思想社、1974、pp30-31）

資料1-4-4 重森三玲・重森完途『日本庭園史大系』松花堂庭園（露地） 手法

まず松花堂茶亭を中心とする露地を一覧すると、まず玄関入口では敷瓦が唐破風のある車寄に達する。この敷瓦は角瓦三枚あてをやや斜に敷いて、あまり例のない手法となっている。大体にこの附近は、手法的に見て新しいやり方となっていて、ここに移転の時に新しく作られたものである。

この附近は白砂敷となっているが、ここから霰敷となり、中門を入ると四ツ目垣がある。高さ五尺（一五〇センチ）である。「林泉図会」では、この附近に清水が流れて石橋があるが、それは全く変化している。左方には腰掛待合があるが、この腰掛待合も全く新しいやり方となっている。あるいは方々に礎石を用いてあるが、泉坊時代には全くなかったもので、西村氏好みとされたらしい。従ってこの附近に虎石とか、蛙石とか、草屋形石燈籠や、織部形が配してあるが、いずれも新しいものばかりである。

ここを出て、飛石は茶席の躡口方面に行くものと、裏手に出るものとに分れる。躡口の方への飛石は、さすがに草庵式の小振りのものが打たれ、有明型という四尺一寸（一二三センチ）高の石燈籠と、自然石の手水鉢がある。これらのものも新しく入れられたものであるし、左の塵穴は長方形で書院式の手法とされている。右に井戸を見て躡口にかかると、定石の踏石が美しく入っている。南部はアスナロ、スギ、ナギ、ラカンマキ等の混植による刈込籬となり、茶席の軒内は真黒の霰敷とされている。

一方待合から出て茶席の北部を通過して東へ出るものは、短冊石の霰敷や、飛石等々が混ざっていて、この辺の手法も新しくなっている。茶亭の東部に廻ると八幡形という石燈籠と、太子型という手水鉢とがある。八幡型燈籠には左のような銘文がある。

慶安二年

松花堂尊前永代夜燈

九月十八日 正良敬白

とあって、昭乗歿後十四年目に献燈されたものである。従って最初は露地の中にあっただけではなく、移建と共に、ここに新しく用いたのであった。このように見て来ると、細部の手法の上からは、いずれも新しくなっている。

次に書院前の飛石手法を一覧すると、飛石に対してヒメクチナシの類を配し、一応文人的で美しいが、明治頃の好みである。大礎石はいずれも人造石らしく、その手法は明治的であって、古い礎石とは全く似て非なるものである。

松花堂などのような移転の作庭ということは、実は中々むずかしいものであって、一応泉坊時代のものを実測調査したり、昭乗の芸術や思想を十分に理解してかからなければならないが、

それが何もしていないので、実は全く新しいものになってしまって、手法上からも、松花堂当時のものを見ることは出来ない。

(重森三玲・重森完途『日本庭園史大系』第18巻、社会思想社、1974、pp31-32)

資料1-4-5 重森三玲・重森完途『日本庭園史大系』松花堂庭園（露地） 材料

まず本庭入口附近から植栽材料を一覧すると、門入口附近では、クロマツ三尺七寸（一一一センチ）以下、アカマツ、モッコク、ヒサカキ、カエデ、サザンカ、西湖のウメ、クレタケ、アスナロ、ヤマモモ、サツキ、マンリョウ、センリョウ、ヒトツバ等々があり、待合附近では、ラカンマキ、カエデ、ニシキギ、ビャクシン二尺八寸（八四センチ）、モクレン、フジ、タケ等々である。

茶亭の四周では、スギ、アカマツ、クロマツ三尺二寸（九六センチ）以下、ラカンマキ、アラカシ、カエデ、ナギ、ヒバ、シャシャンボ、シュロ、ヤマモモ、コウヨウザン、モクセイ、モッコク、モチノキ、ヒノキ、サザンカ、サツキ、ナンテン、マンリョウ、センリョウ、タケ等々である。

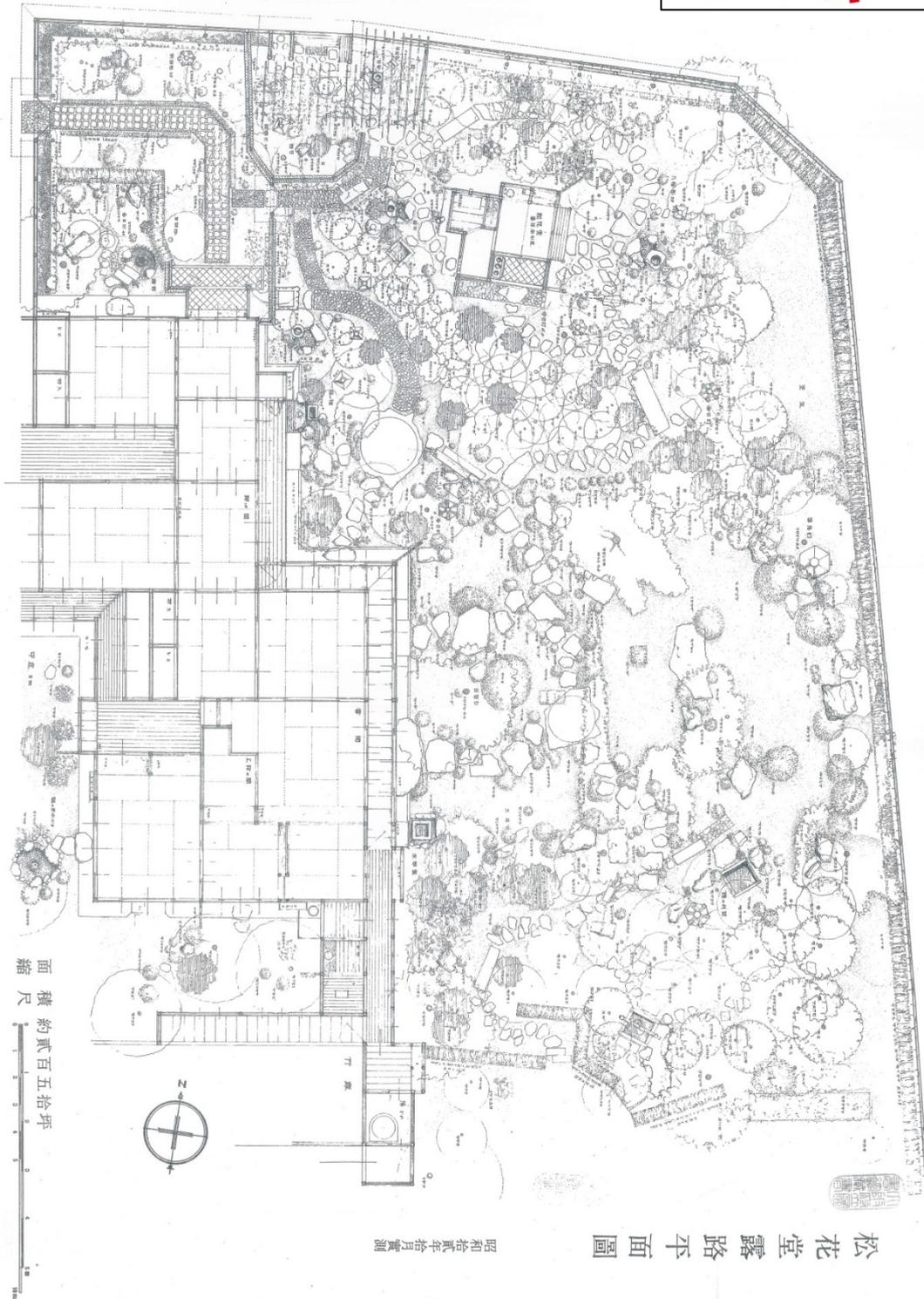
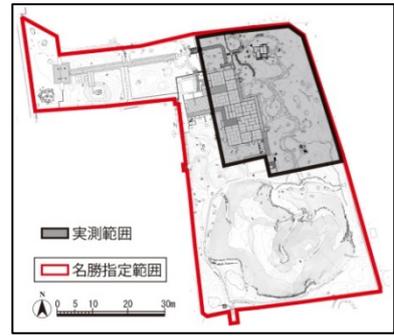
書院前庭では、アカマツ、クロマツ三尺一寸（九三センチ）以下、カエデ、ヒサカキ、イヌツゲ、スギ、ヒノキ、アオキ、カナメモチ、モッコク、アスナロ、モクセイ、ウメ、アセビ、サツキ、キリシマ、センリョウ、マンリョウ、ヒメクチナシ等々となっている。

石材は鞍馬石、貴船石、南山城石等々の山石が主材料であり、その他珍石や名石がある。

(重森三玲・重森完途『日本庭園史大系』第18巻、社会思想社、1974、pp32-33)

資料1-4-6 昭和12年11月重森三玲実測 松花堂露路平面図

(重森三玲『日本庭園史図鑑』第12巻、有光社、1939所載の図に
名勝指定地との位置関係を示す補助図を添えた)



資料1-5 澤島英太郎による松花堂現況調査：昭和13年(1938)刊

資料1-5-1 松花堂の近世の様相と近代の様相の対照表

凡例

澤島英太郎「昭乗隠栖の方丈「松花堂」に就て」(『瓶史』第9巻秋の号、1938)pp36-39の記述を、箇所ごとに整理して作成した。

原文では、澤島が調査を行った当時の松花堂の様相を「現状」、『名物数寄屋図』(国立国会図書館蔵)から読み取った近世の松花堂の様相を「旧規」と記している。ここでは、「近世(昭和10年代)」の欄に「現状」を、「近世」の欄に「旧規」を示すこととした。

なお、原文にみえる「第五図」は、松花堂内部の写真である。

	近世	近代(昭和10年代)
平面	堂の主室は二畳敷、勝手は一畳、主室北側には床、地袋棚が南面して設けられ、また西側北寄りに東面して仏間あり(三尺一寸五分、一尺六寸七分)、主室の東側は横棧繁舞良戸二、腰障子一をたて、外に板椽(幅一尺三寸七分)を設らへてある。仏間の背後には水屋あり、丸竹の簀子及び隅棚三段を架し、勝手の一帖とは開戸にて連ねてある。	主室、勝手土間四周の様子等、ほど旧規をのこす。たゞし水屋及び北側の腰掛のあたりは、旧状を偲ぶことが出来ぬほど改変されてしまつてある。主室の東側の建具、正面の四枚の唐戸ももとのものではない。
平面	仏間及び水屋の北は板壁を隔てゝ腰かけ(高一尺六寸クレ板五枚、椽桁栗ナグリ)がある。(上に惺々翁板額「喫茶去」あり)土間の南は両折両開き棧唐戸(ヨコ内法五尺六寸五分)をたて、西に竈所を設く。	土間床いま瓦四半敷。竈所を設く。使用の痕なきは屢次の移築のためであらう。
天井	主室の天井は高六尺四寸「天井一枚物竹の組物也水口細工の如し、雲に鳳凰小鳥数多有竹岩組あり四方入子菱模様、四方共杉板張巾六寸五分づつ」と図に説明がある。勝手の方は棹縁天井(高六尺五寸)土間も然り(高地より八尺九寸)であつた。	今の主室の天井は後補、絵(第五図参照)は日輪に鳳凰、
主室北側	床及び袋戸棚、床の蹴込板の所は地袋になつて乱戸二枚入、袋戸棚の方は上棚(内法一尺四寸二分)小倉小襖二枚、中棚同小襖二枚「江月和尚当堂を訪はれたる体を書く」云々とある。下棚中に丸炉あり、板戸二(内法一尺五寸)床三方板壁、戸棚うしろ板かべ、豎羽目板を打つ。	材及び全体の比例にはよく旧規をのこしてあると認められる。たゞし蹴込板の所嵌込になり、床脇の戸棚の小襖は何れも近世の作にかゝる、襖の曳手も新らし。(第五図参照)
同東側	もと横棧繁舞良戸二枚、内障子一枚入、外側鴨居上小壁に「徐入」惺々翁筆額を掲げてあつた。	いまは腰高の堅繁棧の障子二枚をたてゝある。この障子は相当古い立派な障子ではあるが、移建の際他から転用したものである。(第五図参照)
同西側	西側間半は仏間、他はふすま、仏間に「昭乗と同師匠実乗位(遺)牌二台を置く」とあり、他のふすまについては「此所ふすま元は仏間前へ引込由記に見ゆ当時は此柱に肘壺にてつる也」とある。	仏間の様子変わらず。前の襖いま二枚引違で、按ずるにもとは一枚の襖を仏間前へ引込んだのを、後世肘壺で吊り、更に今の地に移した前後に、二枚引違ひにしたものと察せられる。「向雲」の額小壁にかゝる。もと額かゝらず。
同南側	土間の竈を室からあらはに見せないために板の袖壁が土間との境界に設けられてある。もと建具は無かつたらしい。	いまこの袖板壁なし、且ついま建具をたてる様になつてあるがもとは無かつたのではないかと考へられる。
土間南側	土間の南側には今の唐戸と違つた意匠の即ち腰高二尺四寸、その上堅棧十五立の(障子風)両折両開四枚の唐戸がたてゝあつた。外側この唐戸の上の小壁に「松花堂」(惺々翁筆)の額がかゝつてゐた。	今の唐戸は後補。それから第五図に見える六角形の下地窓は、これも後世の改変で、もとはいま少し高い位置に巾一尺一寸五分高さ九寸の下地窓が設けられてゐた。「松花堂」の額はいま東側障子上の小壁にかゝり、唐戸上に額なし。
土間西側	竈に近く「竈がへり」の引上戸といふのが(高内法一尺八寸)設けられてある。その上壁。	この所旧規を存す。
同東側	東側の外部には丸竹二本を打ち刀掛が設らへてあつた。	こゝの外部は今刀掛の丸竹なく一面の壁になつてゐる。(記載なし)
勝手一畳西側	(内部)南に接し高内法二尺九寸六分、横二尺一寸の躡上り(戸内へ引く・普通の戸は外引き)があつた。	
勝手一畳西側	(外側)躡上りの上には、惺々翁筆古木額「蔵六」かゝる。躡上りの脇壁には丸竹二本の刀掛があつた。	今「入深」の額かゝる。丸竹二本の刀掛なし。躡上りの隅柱に妙な曲り木を用ひた袖壁が出来てゐる。これも改変の一つ。

	近世	近代（昭和10年代）
水屋	水屋は西側北寄りに幅四尺八寸、出一尺三寸五分のものが突出して設けてあつた。水屋の下は常の丸竹を打並べ、南端に隅棚三段を設らへ、また北の側壁に下地窓をしつらへて採光し、漸く一人を入るゝ許りの棧板張の箇所を水屋の間の用に供し、勝手の間とは高五尺五寸巾二尺一寸の開戸を出入の用に供してある。	いま水屋と称して、押入の様な所に水屋棚が置いてある。 その入口は形の拙い火燈口で、襖を突上げて室へ入る様になつてある。 此辺りに関しては移築に際し、すつかりもとの意匠が改変せられて了つている。
水屋	水屋の外側は惣壁、西南隅棚のある場所の出隅は壁を塗まはしとし、北側腰かけの側かべに相当する所は隅にくぬぎ皮付の柱をたてゝ下の方のみ袖壁を作つてゐた。	この出隅はいま壁が塗廻しになつてゐない、普通に皮付の柱がたつてゐる。北側の腰掛が撤去されてしまつたため、くぬぎの隅柱もなく、上部になつた吹ぬきの袖壁もない。

資料1-6 松花堂と泉坊客殿の府指定・登録に際する調査：昭和50年代実施

凡例

松花堂と泉坊客殿について、京都府が昭和50年代に実施した調査の報告書「史蹟松花堂（松花堂、旧泉坊客殿）」（未刊行）を、【資料1-6】として掲載した。

報告書の末尾には、次の参考文献が挙げられている。

堀口捨己監修『茶室おこし絵図集』第4集、1963

堀口捨己「松花堂の茶室」『茶室おこし絵図集』第4集別冊解説、1963

堀口捨己『茶室研究』鹿島出版会、1969

中村昌生『茶匠と建築』鹿島出版会、1974

中村昌生「松花堂の保存」『日本美術工芸』413号、1973

資料1-6-1 調査報告 1. 沿革

寛永14年、昭乗は滝本坊を離れて泉坊に退隠し、そこに方丈の草堂「松花堂」を造つた。『男山考古録』に、「泉坊境内、坊の良位ニ今在、昔は北方にて少しく西へ寄て在しか、近頃今の所に転移たりと云」とあり、泉坊境内で位置を変えたとされる。近年、奈良国立文化財研究所によって旧跡が発掘調査された。その結果、遺構の年代は寛政頃の状況を残してはいるものの、『男山考古録』にあるような改修を裏付ける遺構を確認するには至らなかつたようで、寛永年間にまで遡る考証は望み得ない。

泉坊については、「当坊西面、玄関唐破風、客殿上壇の間襖障子唐船数艘あり、山水古画筆者不知」と『男山考古録』にあり、その惣建物は小早川秀秋の建立といわる。

明治の神仏分離で、男山の諸坊は取毀しになり、泉坊とても例外ではなかつた。しかし、幸いにも松花堂と泉坊の客殿は移築されて現在に至っている。八幡市八幡女郎花の当地へ移建されるまでの経緯や時期に関しては、これまで『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』等に若干述べられているにすぎず、殊に移建の時期は明治24年と伝えられてきた。今回の調査では、書院の小屋裏から移転再建に伴うと考えられる棟札が発見された。銘文によると、上棟式は明治31年2月21日に行われ、施主は井上伊三郎で、補助に前川伊三郎の名が見られる。また移築に当たっての棟梁は、近隣に在住する井上家出入り大工の藤下常吉であつた。井上伊三郎氏の孫である西村静子氏によると、伊三郎は和歌の雅号を忠継と称し、八幡平谷の松花堂旧跡で昭乗の墓所でもある泰勝寺近くの、「山ノ井戸」脇の地に解体集積してあつた松花堂と泉坊客殿の遺構を購入し、明治32～33年頃現在の地に再建したという。その後は井上伊三郎の実子である西村芳次郎（大成）氏がここに移り住み、迫田盛太郎氏および塚本素山氏の有を経て昭和52年4月八幡市の所有となつた。

資料1-6-2 調査報告 2. 旧泉坊客殿

[構造形式]

①概要

切妻造り、棧瓦葺。北端に檜皮葺唐破風の玄関車寄を付す。建物は南北に長く、北から玄関車寄、4.5畳、4.5畳、柳の間6畳、さらに6畳と4室が一直線に連なり、最奥の6畳西側に一間床と押入を設ける。この6畳の東に次の間8畳、さらに次の間南に書院を構え、これらの室の東および北に半間幅の板縁が雁行して取り付く。縁側部分は身舎の屋根より一段下げて棧瓦葺の庇を作る。主屋の南と西にさらに数室が付属する。

旧規を留めるのは書院と玄関車寄のみで、次の間は、やや古態を帯びており、天井廻りなどは相当古いものと思われるが、途中で切断された格縁が用いられるなど、当初からのものか否かは不明である。また柳の間に波の欄間彫刻が残され、昭乗自作と伝えられるが、当初のものか否か不詳である。その他の室は明治31年当地にて、井上氏によって新築されたものである。

②玄関車寄

桁行1間、梁間1間、妻入り。屋根は唐破風に造り、檜皮葺とする。棟は瓦棟で全面に「福祿寿」の3字を刻んだ鬼板を置く。ただし、これは複製品で、当初の鬼板は保存されている。床は平瓦の四半敷。

正面の左右両柱は粽付の円柱で、方形の礎石上に立つ。柱頂部は頭貫・台輪にて繋ぎ、三ツ斗を組んで虹梁・桁を受ける。実肘木の繰形は、渦巻曲線が左右で異なる。すなわち、柱間内側の曲線は虹梁・木鼻等の繰形と同じく下から巻き上げるが、柱外に突出した側の曲線はこれとは逆に上から下へ延び、反転して巻き上げている。このように一木で作った実肘木の左右の繰形が異なっている点を、意匠上一つの特色と見るべきであろうか。

虹梁と台輪に挟まれた欄間には、2本の細い吹寄せ棧を櫛状に嵌め込み、背面は板にて蓋する。虹梁上中央に臺股を載せて棟木および輪垂木を支える。臺股は外側と内側で意匠を異にし、外側臺股の脚内は削り抜いて牡丹の花・蕾・葉を彫る。室内側の臺股は脚内板部の円中に桐紋を刻み、脚先は内外いずれも若葉様に作り、跳ねている。

正面の建具は二重に装置され、外部は双折棧唐戸、内部には双折框板戸を建てる。棧唐戸の上部は菱格子を組み込み、吊元・手先の各扉に桐紋の彫刻を入れる。桐紋は虹梁上の臺股彫刻とは意匠が異なり、花がやゝ傾き、垂れている。また、葉先も左右に少し曲げており、臺股よりやゝ時代が下るとされる。

全般に禅宗様の手法で纏められており、旧桃山御殿から拝領したものと伝えられるが、細部意匠からはおそらく桃山時代末期の慶長から元和頃にかけての建造と推定される。

③書院

室内は9畳の畳を敷き、奥に2畳半の上段の間を付す。上段の間は框にて室内畳より四寸高くされる。上段の間南面は1間幅で高さ約4.7寸の位置に櫛の地板を張り、3枚の違い棚を架ける。中央の棚を両脇棚より一段高くし、上棚の両端に筆返しを付ける。違い棚の上部には小襖4枚引違い建ての袋棚を設ける。上段の間正面（西面）に帳台構えを作るが開閉は不能で、帳台構えに模した壁面である。

9畳の南面に、間口2間、奥行1.7尺の床の間を構える。床の間は畳から7.4寸上に厚さ3.4寸の櫛地板を敷き、蹴込部は張付壁とする。なお、地板は3方に雑布摺を廻す。落掛内法高は7.4尺。床の間内部は全て張付壁とし、床天井は小組格天井を作る。室東面は腰障子4枚引違いにて縁に接する。内法上小壁の中央に下げ束を釣り、その両側は半間幅の片引き障子の欄間を開ける。北面は襖4枚を隔てて次の間に接する。この鴨居は樋端を付けてドブ溝を構成する古態を保っており、内法高は5.78尺。内法上は箴欄間とする。室の北西隅には、東に

向けて間口半間、奥行1.4尺の違い棚を設ける。地板は畳より5.2寸高く張られ、違い棚の上部に袋棚を装置する。上棚南端には筆返しを付け、雛束は唐戸面に作る。

室東部2間四方の天井と上段の間天井は、小壁を付けて区画され、壁止めの高さは床の間落し掛内法高に同じである。方2間の天井は折上げずに小組格天井とする。

なお、柱は概ね4.8寸角で面幅5分である。

[痕跡調査および復原的考察]

- ①側柱の内法側には、いずれも辺附の打たれていた和釘穴が残り、柱表面に風蝕差も認められる。和釘穴と風蝕差から判断すると、辺附の幅は9分で約9付ピッチに釘止めされていた。腰障子に関しては、当初の建具がそのまま使用されているとは考えられない。室内側の腰部に描かれた絵は、茶席の天井画と同じく土佐光武筆になるもので、明治31年当地へ移築した時の作品と推定される。なお、内法の敷鴨居は後補材であるが、柱に埋木等も残存していないので当初から2本溝であったと考えられる。小壁の片引き欄間は当初から開けられていたものか否か不明である。しかしながら欄間の敷鴨居および下げ束は共に新しく、いずれも後補材である。
- ②次の間との室境に嵌め込まれた2間の箴欄間は、長押上から内法高1.885尺に開けられている。ところが東西両柱の書院側半分には埋木が残存している。これによると、当初は長押上に約5分の小壁を挟み、内法高約1.15尺の欄間であったことが推定されるが、埋木が書院側半分しか認められないので、どのような形式の欄間であったのか不明である。一方、下げ束には痕跡が見られないので、内法変更時に下げ束も合わせて取替えられたものと考えられる。現在の箴欄間は、『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』の中で、藤原義一博士が「箴欄間亦古く、其框には天井格縁に於けると同様の一種の唐戸面を取れり」と述べた如く、相当に古色を帯びているが、上記のように旧仕口の埋木があることから、明治移築時もしくはそれを遡ったある時期に、古材を転用したのかも知れない。
- ③帳台構を模した壁面の装飾毛彫金具は、藤原博士によれば桃山様式とのことである。これらの金具が取付いている5本の堅框の上下には、共に現在のものよりひと廻り大きな金具（実寸にて4.5分長い）の付いていた圧痕が認められるので、打替えられたことを知る。

資料1-6-3 調査報告 3. 松花堂

[構造形式]

①概要

方1.5間、宝形作り茅葺。屋根頂部に瓦製の露盤を載せる。建物の四周に土台が廻され、その上に柱立てとする。柱は杉の面皮柱で、寸法は約3.5寸。平面は2畳の茶室を中心とし、南側に間口一間奥行半間の土間を設ける。平瓦四半敷の土間西端には竈が造られる。茶室の西側筋に隅が切られた1畳の勝手と、その北に板間の水屋を配する。勝手と水屋の室境は畳の隅切部にあたり、壁は斜めになる。

②客室

イ) 茶室2畳

茶室の北側に、深さ1.35尺の床の間と3段からなる袋棚が建物本体から突出して構えられ、西北には間口半間の仏壇を水屋と接して設ける。東側外部に幅1.46尺長さ1間の樽板張濡縁を付し、内法上部の小壁に「松花堂」の扁額を掲げる。

天井の中央部は廻縁から緩やかに折上げ、藤の寄網代張とする。網代天井には土佐光武筆になる彩色の日輪・鳳凰・桐紋を描いた和紙が張付けられる。傾斜した折上げ部には杉杢板を張り、天井高は網代まで6.62尺、ただし廻縁下端までは6.3尺。

北面の東半は間口約3尺の床の間が構えられ、畳から7.3寸の位置に厚さ1.4寸の樺板を張

り、蹴込部に古材と見られる晒された杉杢板を嵌込む。床の間の内法高は5.04尺、落掛は見付1.5寸の杉板を用いるが、正面中央の下端にほんの僅かだけ面皮を残している。床の間内壁は杉板張、天井は杉杢板鏡張り、高さは板まで5.8尺。床柱東面には地板から2.32尺の高さに竹製の折釘を打ち、さらに正面（南面）にも畳から1.49尺の位置に鉄製折釘が打たれる。床脇は3段の袋棚を造る。下段の袋棚は内に丸炉を切って隅棚を架け、粉板の引違い戸を建てる。上・中段の袋棚はいずれも小襖を引違い建てとする。

東面は間口1間に腰障子2枚を、その外側には板戸を建てる。障子の腰部は横舞良棧6本を打つ。

南面は引違い襖を建てて土間に接する。引手は竹製。この襖は土間側では、杉小丸太横棧を打つ板戸に作る。

西面は襖2枚を引違い建てとし、南半間にて勝手へと通じる。襖の引手は2匹の魚を描いた陶製のものが付く。北半間には深さ1.6尺の仏壇を構え、畳から1.12尺の高さに2.5寸厚の檜板を張り、杉の蹴込板を嵌込む。仏壇内部は土壁、天井は杉杢板張り。正面に杉柂の織部板を付ける。

ロ) 土間

床は5.5寸角の平瓦を四半敷にする。西端に3口の竈を構える。天井は萩簀子張白糸編みの化粧屋根裏とする。化粧垂木は径約1寸の香節丸太、小舞は5分角の杉削木を5通り配る。南面1間に双折棧唐戸を建てる。

ハ) 勝手1畳

室の北西端は斜めに隅切りされ、ここの壁に水屋へ通じる火灯口を開く。上下2つ折れの太鼓襖を吊り、襖は水屋側へ桔ね上げる。天井は杉杢板羽重ね張りの竿縁天井に作る。高さは板まで6.68尺、廻縁下まで6.55尺。

東面北半間は襖にて茶室に接する。南半間は土間境で畳から1.68尺の高さを吹抜き、室内側に溝付棧を柱に打ち引揚げ板戸を装置する。

南東隅柱横に不規則六辺形の下地窓を開け、室内に掛障子を掛ける。

西面南端に幅2.36尺、高さ2.96尺の潜り口を開き、室内側に片引の板戸を建てる。潜り口の上部外壁に「入深」と刻んだ八角形の板額を掛ける。

ニ) 水屋

室の西半分は建物本体から突出し、屋根は柿葺の底に作られる。この部分の天井は化粧屋根裏で板は杉杢板羽重ね張り、化粧垂木は杉小丸太、小舞は用いられない。東半は杉杢板羽重ね張りの平天井とする。

東面は茶室の仏壇の背面にあたり、仏壇の下を物入れとして利用するが建具は装置されていない。東南隅は桔ね上げの釣太鼓襖にて勝手に通じる。

南壁に猪の目形の小窓を穿ち、掛障子を掛ける。

[痕跡調査および復原的考察]

①床の間の蹴込部分には晒された杉杢板の古材が嵌込まれている。堀口捨己博士の復原によると（「松花堂の茶室」）、ここは「地袋になり、高さ六寸の『ミダレ戸』の引違い」であるが、遺構では蹴込板の取外しが不能の為、旧状調査はできなかった。

現在、床柱の板から2.29尺上に竹釘が打たれている。しかしその上部、板から3.415尺の高さに和釘穴が残り、これが当初の花釘であったと考えられ、さらに相手柱の板から2.89尺の位置にも和釘穴がある。これは、堀口博士が「床柱反対の縁側の柱に床板と落掛の上半分よりやゝ上に『此所花生クギアリ』としてゐた」と述べるのに合致する。

②床脇棚の中段の両脇柱北面に、棚板から1.32尺上に高さ1.2寸仕口穴が残存する。北へ突出した2本の相手柱は後補材の為、これに対応する仕口は見られないが、ここには棚板を受ける

ための壁付の棧が渡されていたものと推定される。無題茶室図集所載の展開図にも、この位置に厚さ4.5分の中板が渡されていた。

- ③床の間と同様に仏壇にも蹴込板を嵌込む。しかし板は後補材である。また、板を嵌込む溝は1本であることが水屋側より確認できる。

仏壇北東隅柱に取付く鴨居は、現在は2本溝の後補材であるが、奥側の溝部分柱面に埋木が残存する。この柱に対応する茶室南西隅柱は取替えられているので、合わせて考察することはできないものの、当初鴨居は1本溝であったのを後世に取替え、同時に柱面溝部に埋木を施したと考えられる。すると、仏壇前の柱間装置は、幅半間の襖を1枚建てていたことになる。

- ④天井は廻縁から上は全て後補材である。藤の網代天井に描かれた日輪・鳳凰・桐紋の彩色画は、土佐光武筆によるものである。『大日本書画名家大鑑』によると、光武は土佐派分家の第4代、天保15年(1844)3月22日生れの京都在住の画家で、維新後は京都府画学校の教授を務めた。没年は不詳だが、松花堂が旧泉坊客殿と同時に移築された際にこの絵が描かれたとすれば、明治31年(1898)土佐光武が55才の時の作品となる。

- ⑤「泉坊松花堂茶室」起し絵図(『茶室おこし絵図集第4集』に収録)の基となった無題茶室図集所載の平面図および展開図と、堀口博士家蔵の松花堂起し絵図(『茶室研究』所載)の2点に記載された寸法と遺構の寸法を対照したものが下記の一覧表である。

表の各事項を通覧すると、各部寸法は各々多少の差はあるものの互いに良く対応している。したがって本遺構には、原型が殆ど継承されているといえよう。

		無題茶室図集所載 展開図 平面図	堀口家蔵 松花堂起し絵図	松花堂遺構
縁側	幅×長さ	1.42尺×6.7尺		1.46尺×6.39尺
縁側境 建具	種類 内法 鴨居	横棧繁舞良戸 W 6.34尺×H 5.53尺 1.6寸	舞良戸 W 6.3尺	腰障子 W 6.31尺×H 5.5尺 1.6寸、3本溝
天井	高さ	6.34尺(廻縁下端)	6.4尺	6.34尺(廻縁下端)
床の間	地板 内法高 落掛 地袋 落掛下端～鴨居下端	樺 1.5寸厚 5.05尺 杉 1.5寸厚 内法高 6.1寸、板戸引違い 2.6寸	内法高 6寸、「ミダレ戸」引違い	樺 1.5寸厚 5.05尺 杉 1.5寸厚 内法高 5.9寸、杉(古材)蹴込板 2.7寸
床脇棚	下棚 内法高 丸炉	1.91尺 丸炉	1.5尺(?) 室内に隅炉(丸炉)	1.5尺 丸炉
	中棚 内法高 中板	2.53尺 1.33尺の高さに厚4.5分、幅1.19尺	2.62尺(?)	2.62尺 1.32尺の高さに板受棧の仕口穴残存
	上棚 内法高	1.42尺	1.42尺(?)	1.41尺
仏壇	地板 地袋 天井高 建具	樺 2.5寸厚 内法高 8.3寸、杉戸引違い 5.66尺(廻縁下端) 襖 1本引(?)	太鼓張襖 1枚	樺 2.5寸厚 内法高 8.7寸、杉蹴込板 5.42尺(廻縁下端) 痕跡より1本引に復原可能
土間～ 茶室	床高 地覆 建具	石口より1.6尺 3寸 内法高 5.55尺、1.15尺の板袖壁		石口より1.6尺 3.3寸 内法高 5.5尺、襖引違い
土間	床 竈 入口、建具 内法～桁下	瓦四半敷 三口 内法高 6.06尺、 双折棧唐戸 2.16尺		瓦四半敷 三口 内法高 5.54尺、 双折棧唐戸(痕跡によると旧は内法 高約5.9尺) 痕跡によると約2.1尺
勝手	潜り口 天井高 吹抜	W 2.09尺×H 2.97尺 6.8尺(廻縁下端) 1.66尺、引揚戸 1.74尺(?)	W 2.1尺×H 2.96尺 引揚戸 1.8尺	W 2.35尺×H 2.95尺 6.54尺(廻縁下端) 1.68尺、引揚戸 1.83尺

[他の遺構との比較]

奇妙なことに泉坊の遺構と称するものが他にも存する。

一つは大阪生玉町の寺田吉太郎氏別邸内にあったという。現存はしていない。昭和13年、春草蘆氏の報告（『武者小路』第3年8号）によると、藁葺四注造りの松花堂と同じ姿を示し、入口には唐戸を吊り、土間に竈土をそなえている。しかし主室は2畳台目、書院床と棚、矩折りに床を設け、台目の点前座の風炉先窓の上に仏壇をつくり、洞庫をそなえている。春草蘆氏はこの建物を、泉坊の松花堂の先駆であり原形であろうと推測された。すでに大阪においてこのような試みをして、晩年に再び構成を整理したのが泉坊の松花堂であろうというのである。確かにこの図に見る構成は、泉坊のより複雑である。しかし主室が2畳台目向切炉であることと、全体の纏まりに欠ける点から泉坊の松花堂とは、無関係とすべきであろう。

今一つは旧貴志邸のもので、堀口博士は「古い松花堂の特徴を伝えるところ多く、その中心の床廻り、天井などよく残っている。ゆえにこれこそ遺構として、今は考えたいのである」（『茶室研究』466頁）と評価された遺構である。この遺構の成立事情は次の如くである。

初代の貴志弥右衛門（大正12年没）が、明治初年に樋口十郎兵衛の邸宅へ移ってからある日、土蔵の中から解体古材を発見した。その由来を尋ねると、泉坊松花堂の部材であるということが知れたという。しかしどういう経路で泉坊松花堂の解体材が、樋口亭の土蔵に納まったかは謎に包まれている。

貴志氏は明治25年、肥後橋南詰に居を移した。ここにまず松花堂が組み立てられたともいわれる。次いで32年に桜宮橋南に新邸をおこして移るが、松花堂はここに初めて再建されたともいわれる。この桜宮邸は戦火にも免れたので大阪市に寄付され、互助組合桜宮会館となった。先年この会館が改築された際に、すでに荒廃していた松花堂もあわや取壊されそうになったが、貴志家の方々、とくに長坂ヒサさん（2代弥右衛門の息女）の御奔走と市当局の御理解によって保存が決り、修復が加えられた。

茅葺宝形屋根の姿は、松花堂の古い姿をよく伝えている。しかし敷瓦の土間の前面が吹放しになり、そこから2畳への上がり口に躡口を設け、本来小縁のついた上がり口の方へ、棧唐戸が吊り変えられている。

これは再建時の改変であることが、痕跡からもよくわかる。おそらく貴志氏が茶人であったから、土間庇と躡口の構造を取入れて、通例の茶室のように使うことを工夫したものであろう。この部分を旧に復せば古図等に見る昔の形態を保持することになる。特に貴志家時代には鳳凰を中心に雲月に多くの小鳥を配した天井画が^(ママ)（長坂ヒサ女史所持写真）。今は失われたこの天井画は恐らく当初のものであったろう。しかしこの天井画を除いて旧貴志邸の遺構には当初材と目すべきものは皆無である。天井画を持ち去り、それをもとに復原したというのが実情ではないかと推定される。八幡の現存する松花堂は、多くの改変や部材の転用・更新も少ないとはいえ、当初材と認めるべき部材も残されていて、これこそ泉坊の遺構とすべきである。当初の天井画が持ち去られたために土佐光武（明治31年には55才）に描かせたものであろう。

資料1-7 京都府近代和風建築総合調査：平成21年(2009)刊

資料1-7-1 『京都府の近代和風建築-京都府近代和風建築総合調査報告書-』第3章 各論

2 二次調査物件個別解説 2.1 住宅建築 ③邸宅 114 松花堂

書院：木造、建築面積341.0㎡、1階建、棧瓦葺／施工藤川常吉／明治31年（棟札）

松花堂は、江戸時代の文化人松花堂昭乗ゆかりの庭園で、広大な園内には美術館、茶室、書院などの施設が点在する。伝承によれば、松花堂は数度の移築を経ている。松花堂昭乗は、江戸時代初期に滝本坊から泉坊に隠居して松花堂を建てた。その後、松花堂は泉坊から男山山下の買屋橋に移築、さらに明治22～23年に志水へと移築された。この松花堂を、井上忠継（伊三郎）が買い取り、明治31年に現在地へ移築、上棟した。現在の庭園を整備したのは忠継の息子、西村芳次郎である。彼は西村家へ養子縁組していたが、生糸で財をなし、井上家へもどって松花堂の造園に尽力する。戦後、松花堂は塚本家の手にわたり、外園の整備が進められた。昭和52年、八幡市市制施行記念として市が買い取り、美術館と庭園を公開。昭和59年、書院と玄関は府の登録文化財になった。

今回調査した書院は、庭園のほぼ中央の内園とよばれる一面に位置する。棟札から明治31年に棟梁藤下常吉により上棟されたことが判明する。建物は、江戸時代の書院座敷を中心とする一画、西南の茶室・広間が連なる一画、北側の玄関からの座敷列と居室、南端の土蔵とに大別される。

建物の中心となる書院座敷は、江戸初期に小早川秀秋が寄進したとの伝承をもつ。西南隅に2畳半の上段床、南面に押板と鳥居形違棚、西南に帳台構と半間幅の違棚をそなえる。押板と違棚と帳台構の構成は、桃山期から江戸初期の書院の一定型と共通する。一方、半間幅の違棚廻りは納まりが悪い。江戸初期の書院を数度の移築時のあいだに再構成したものとみられる。北側の8畳間は次の間としての性格をもち、意匠も書院に準じているが、軸部はすべて新しく、明治31年の新築である。軸部にはトガを使用している。

西面の茶室・広間はスギの磨き丸太を多用し、床の間廻りに銘木を用いる。素木を主体とし、長押を入れないうささりとした意匠で、大正頃まで時代が下る感もある。一部の柱に改造痕跡ものこり、建築後の増改築があったものと思われる。

玄関からの座敷列も西側は改造が大きい、基本的な構成は明治31年の形であろう。一部に江戸期のものらしき欄間も残る。

江戸初期の書院をもとに再構成された建物で、近代らしい由緒への傾倒と移築趣味がうかがえる。明治31年のトガ普請は京都でも先進的な事例として興味深い。

（京都府教育委員会『京都府の近代和風建築-京都府近代和風建築総合調査報告書-』2009、pp380）

資料1-8 史跡松花堂保存整備事業に伴う調査：平成24年度実施

資料1-8-1 事業報告書 第2章 事業の概要 第1節 修理事業の概要

(1) 事業に至る経過

松花堂移築地については、昭和52年（1977）に八幡町（当時）が購入、一般公開しており、昭和54年（1979）、平成5年（1993）・平成7年（1995）に国庫補助を受けて建造物の保存修理を行っている。

移築地の現況は、松花堂・腰掛待合・中門の屋根廻りが経年により傷みが激しく、壁の剥落・亀裂、建具等の破損もあり、庭園の樹木が成長したことにより井戸枠を押し上げるなど環境が変化しており、早急に保存修理・環境整備が必要であった。このことから、平成23年度には、八幡市が市費で本格的な修理に必要な基本設計を行った。この基本設計を受けて、八幡市、京都府、文化庁で協議を続けた結果、平成24年度より国宝重要文化財等保存整備費補助金（史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業）を受けて整備を行うことに決定した。

当初は2ヶ年計画であったが、京都府、文化庁との協議の結果、3ヶ年計画とし、平成24年度は庭園測量を主として行い、松花堂建物については素屋根・解体までの作業とし、本格的な建物修理は平成25年度に実施し、樹木整理等の庭園整備は平成26年度に実施することとした。

工事に先立ち、史跡名勝天然記念物現状変更申請を文化庁に提出し、のちに、平成26年度に排水管理設工事などの追加工事が生じたため、追加の現状変更申請を提出した。また、松花堂建物は京都府指定有形文化財であるため、修理届もあわせて提出した。

(2) 事業の概要

今回の修理では、各建物の屋根の葺替および部分修理を行った。また、史跡地内の記録保存のため、庭園測量図の作成を行うと共に、垣（四つ目垣、竹枝穂垣、アヤメ垣、鉄砲垣）の新調、井戸の据え直し、地割の補修及び樹木の剪定等を行った。（後略）

（八幡市教育委員会『史跡松花堂およびその跡 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業報告書』2015、pp7）

資料1-8-2 事業報告書 第3章 調査事項 第1節 破損状況

(1) 松花堂

主屋柱は内部の1本は新しい柱で、他は再建時から古材の面皮杉柱を用いており、虫害と腐朽の被害が甚大となり、化粧隅木も同状況となっていた。造作材では板壁の浮き上がり、ビス止めが目立ち、洞庫の敷居と東出入口の敷鴨居の磨耗が甚だしく、化粧裏板は東・西・南側に乾燥割れが生じていた。屋根の茅葺は鳥類の茅抜き取り等で、宝珠下及び平葺部に落ち込みが生じ、近辺樹木の落葉や、風通しの悪さにより、茅が泥状となり、苔むす状態で、軒先線は波打ち状態となっていた。こけら葺庇の軒先は上屋からの雨落ち水も受けて、軒先部のみ傷みが進行していた。壁は建物の経年による微々たる捻じれや垂下による散廻りの剥落や、一部上塗り部の傷が目立ち、南面西壁の下地窓は耐用限度に達していた。建具は日常の開閉による部材の緩みや破損が腰高障子、洞庫板戸、雨戸に見られた。戸襖は紙貼りの脱落や、框擦れが生じ、畳は表の風化が甚だしく、天井画は貼紙仕様で部分的に剥落、剥離箇所が目立つようになっていた。

(2) 腰掛待合

屋根の杉皮葺は、水捌けが悪く苔が生え、割れも目立ち、軒先は波打ち、押え竹も破損が著しく耐用限度となっていた。雪隠の建具も板が破損し景色を悪くしていた。軒内三和土は軒先より前に出ている部分があり、雨落ち水が跳ね返り、木部によくない状況となっていた。

(3) 中門

屋根の半割竹の詰葺は、竹が耐用年限に達していた。

(4)庭園

各垣根は風雨に晒されるため、各組手縄が自然風化により破損し、形くずれを生たし、切竹材であるため風化も早い状況となっていた。井戸、灯籠、西蹲踞は近辺樹木の根上りで形崩れを生たし、史跡地内樹木は成長著しく、各建物の屋根上を覆い、根上り、根張りが景観や各建物に悪影響を及ぼしており、また、松花堂近辺では、廻りの樹木の根上り等により建物位置が底地となり、建物東側に雨天時に大きな水溜りができる状況であった。

(八幡市教育委員会『史跡松花堂およびその跡 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業報告書』
2015、pp22-23)

資料1-8-3 事業報告書 第3章 調査事項 第2節 技法調査

(1)痕跡調査について

松花堂が当地に再建された時から、主屋の側廻り柱9本は古柱が用いられていたと判断できる。それらの柱には、継木、埋木、不用の穴、釘跡等が柱表面に多く残っており、痕跡図(図番号略)を作成し、痕跡調査を行った。但し、松花堂の沿革は寛永7・8年(1630・1631)に焼失した瀧本坊の残木を集めて同14年(1637)に泉坊に建立。嘉永元年(1848)の『男山考古録』に「良位に今存、旧は北方にて少しく西へ寄って在しか、近頃今の所に転移たりと云」となり、明治7年(1874)、買屋橋たもとに、同13年西車塚の前方部東方、同24年現在地に移るとなる。建築当初から残材で建てられ、以後4回移築されていたため、どの痕跡がどの時代とは判断できなかつた。(図番号略)これらの痕跡から、松花堂は当初から転用材で建設され、仏壇棚は現状までに2回改造を受けていると思われた。

(2)二重野地について

小屋組内には化粧垂木の勾配を、そのまま棟東まで延ばした野垂木を架け、野地板を打ち、こけら板を葺足二寸で打ちつけた二重野地としていた。この工法は石清水八幡宮の本殿・外殿、幣殿・舞殿、摂社武内社本殿に施工され、下院頓宮殿の内陣天井裏にも板屋根を設けていた。(中略)慶長11年に宝殿内外、幣殿・舞殿、武内社が同時に建立され、その幣殿・舞殿に二重野地が残り、寛永9年の内外殿、武内社にも二重野地が施されているのは、前建物の工法踏襲と思われる。内外殿、武内社は、神座であり、幣殿・舞殿は総朱漆塗の彫刻彩色欄間入りの絢爛たる建物であることから、雨漏れを防ぐ施設として設けられたものである。頓宮殿内陣の板屋根も神座の上で、前建物からの踏襲と思われる。松花堂の天井には元狩野永徳筆と伝えられる天井画があった。この天井画を守ることを理由に二重野地に施工されたと思われる。松花堂昭乗は慶長11年、寛永9年の造替時の工法を見知って松花堂に応用したのではないかと思われる。

今回の修理では、屋根面茅葺の頂上に品軒を設けた。これは「京都府史跡・名勝・天然記念物調査報告第一三冊」の図面により復した。品軒を設けるにあたり、棟東を24cm高めた。

(3)天井画について

草庵茶室「松花堂」の天井画は「日輪に鳳凰と桐」が網代天井の上に描かれている。絵師名は土佐光武で、明治時代の日本画家であり、土佐家分家光清の子として京都に生まれた。禁裏画所をつとめ、明治2年(1869)従五位下を賜っている(中略)。熟視すると日輪と鳳凰のほとんどの箇所が、紙張りの上に描かれている。

これらの施工方法として、原画を描いた段階で、絵様のところだけを切り取り、網代に貼り付けたと考えられる。また桐の花、日輪の縁取り及び鳳凰の尾の一部を網代に直接描いている箇所が認められる。これは作画上の問題及び桐の花などは切り取って貼り付けるには繊細すぎたため、当初から直接描くつもりになっていたか、切り取る段階で切り損ねたか、もしくは貼り付けた段階で、構成し直した等が推測できる。桐の花は網代直接に日輪の量かしを

入れた跡に描かれており、網代の上から描いたように見せるためには、暈かしを紙状で描き貼り付けると不自然になる。またその他の桐の花もすべて網代に直接描かれていることや桐の葉の一部にも手直しをした跡が認められることから、当初から直接描く予定にして製作された可能性が強い。これらすべての作業は仕事の完成度から鑑みて、天井に網代を設置された後で描いたとは考えにくく天井に設置する前に行われたと考える。

また紙部分の亀裂の跡を検証すると、剥離していてもおかしくない亀裂が網代に定着していることから、現在までに少なくとも一度は保存処置が行われたと考える。(後略)

(八幡市教育委員会『史跡松花堂およびその跡 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業報告書』
2015、pp23-32)

資料1-8-4 事業報告書 第3章 調査事項 第3節 庭園測量

史跡の適正な保存及び活用整備のために、工事に先行して庭園測量を行い、実測図及び樹木リストを作成し、樹木整理や地割等の修復を行うための実施設計の資料とした。

庭園のあり方を検討するためには、史跡部分だけを切り取るわけにはいかないもので、東車塚古墳部分、書院前部分も測量を行った。

国庫補助を受けての測量が認められるのは、本来なら史跡範囲内のみの測量であるが、文化庁、京都府との協議の結果、書院の南端東側までの測量を国庫補助事業内で行うことが認められ、それ以外の部分を市費で行った。

国庫補助事業として行ったのは、史跡部分に加え、書院の南端東側を含めた庭園部分900㎡で測量を行い、実測図(縮尺1/50)、実測縮小図(縮尺1/100)を作成した。それに加えて樹木調査を行い、既存木プロット図(縮尺1/100)、樹木リストを作成した。

また、国庫補助対象外で行ったのは、周辺部分2,600㎡においてで、同様に測量、樹木調査を行い、国庫補助事業で作成した実測図との接合図(縮尺1/100)を作成した。(後略)

(八幡市教育委員会『史跡松花堂およびその跡 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業報告書』
2015、pp32)

資料1-8-5 庭園測量接合図

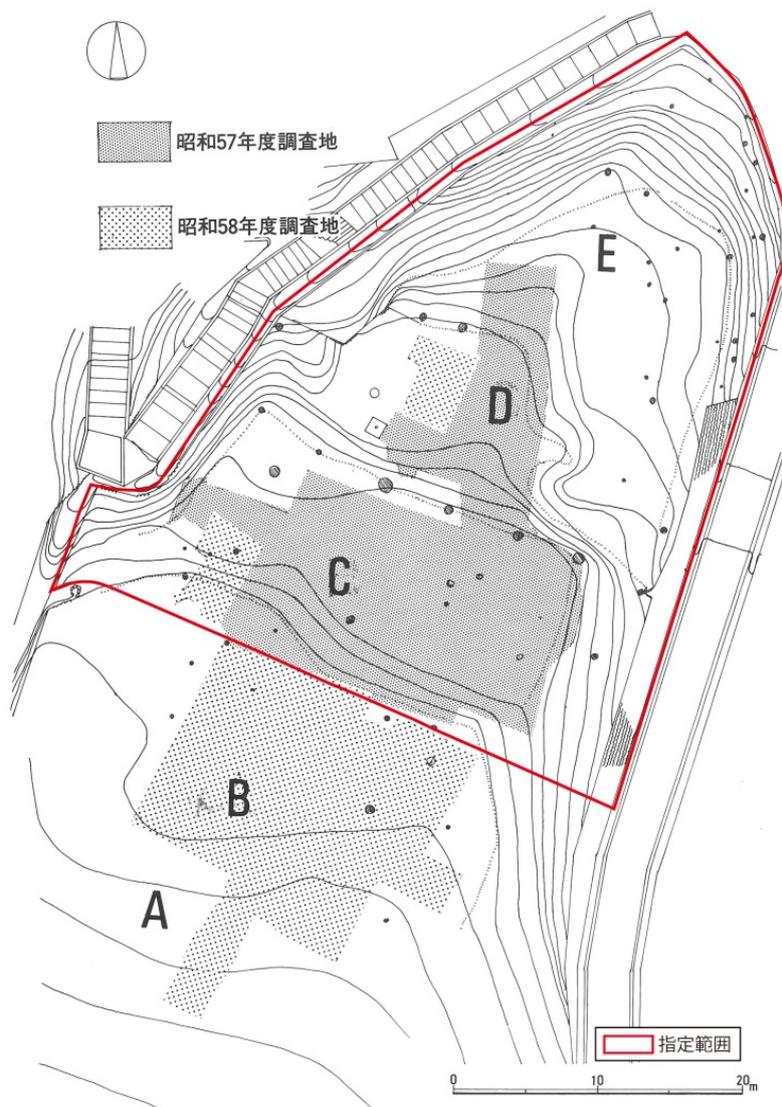


(八幡市教育委員会『史跡松花堂およびその跡 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業報告書』

2015、pp33)

資料1-9 松花堂跡地発掘調査：昭和57年度・58年度実施

資料1-9-1 調査地域地形図・発掘調査区



(『史跡松花堂およびその跡発掘調査概報』石清水八幡宮、1984、pp4所載の図に史跡指定範囲を加筆)

資料1-9-2 発掘調査区と泉坊の位置関係について

泉坊は男山の東中腹に位置する。調査以前の原状は、東と北西を参道に区画された北へ傾斜する舌状台地の中腹に、斜面を開削して造成したものと思われる五段の段築面（図3（注：【資料1-9-1】）中のA～E）がやや不明瞭に認められた。発掘調査の結果によると、これらいずれの段築面も厚さ約10～20センチの表土層に覆われており、その直下が遺構面となる。A・B・C・D段の各境界部は高さ約0.6～1.0メートルの乱石積の石垣で区画される。A段とそれ以南の段築面との境界部では、石垣の裾石と石垣の裏込めと思われる径5～30センチの礫群が散乱しているのを検出したにとどまり、D・E段境では削平を受けて石垣の痕跡すら残らない。A～D段の境界部のうち、A・B段境と、C・D段境の石垣には、共通して石垣裾部に排水溝（SD09, 25）があり、とりわけA・B段境の石垣は頂部に塀（SA07）の痕跡を示す添柱の小礎石が認められ、橋（SX08）で上段と下段とを連絡する。これに対しB・C段境の石垣は、塀や排水溝を伴わない。また、B・

C段でそれぞれ検出した建物（SB10, 15）は、互いに西側柱通を揃えている。したがって、上記の二条の石垣（A・B段境、C・D段境）は坊と坊とを区画する施設で、B・C段は一つの坊を構成するものと考えられる。『古図』によれば、A段を成就坊に、B・C段を泉坊に、D段以北を下坊に比定することが可能である。泉坊を構成するB・C段では、前述の表土層の直下で泉坊の書院、客殿と思われる建物遺構や、松花堂の露地遺構などを検出した。

（本中真「松花堂の露地遺跡」『仏教芸術』192号、1990、pp127-130、文中で言及している調査地域の地形については【資料1-9-1】、遺構については【資料1-9-4】参照）

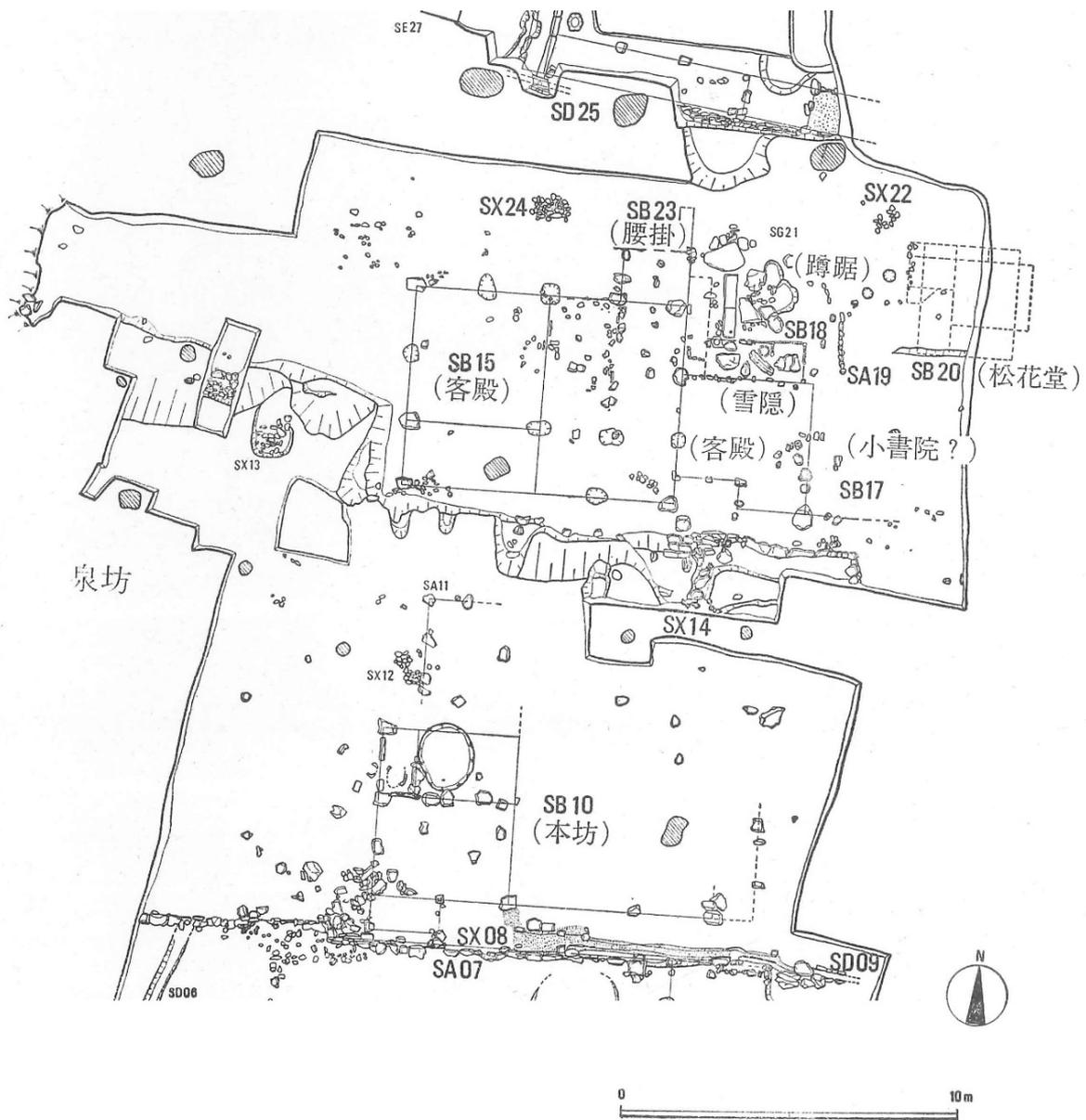
資料1-9-3 発掘調査区と泉坊の位置関係について

昭和57年度の調査では、先ず指定地の3段の台状地を通すトレンチを設定した結果、上段（C）では比較的浅い所で遺構が検出され、また遺構の残存状況が良いため上段を全面発掘した所、深さ5～10cmの所で雪隠の踏石や壁の基礎部に並べられた河原石を中心とした小石列が検出され、また蹲踞の役石の抜取痕跡や長方形切石延段、腰掛待合の基礎石列の一部、霰こぼし延段の一部なども検出された。これら検出された露地庭の遺構は「八幡泉坊松花堂真図」の配置に非常によく合致しており、上段の台状地が泉坊松花堂のあった所と判明した。また松花堂本体の遺構は削平されて検出できなかったが、上段西方の区画では3×4間の東西棟礎石建物が検出された他、上段台状地の南側法面は東側は階段を持つ石積み、西側では地山の岩盤を削って地形を造成していることが判明した。中段（D）は井戸が残っており調査前に松花堂の跡と推定されていた場所であったが、上段（C）との境をなす法面で石積みと溝の一部、石列や礎石の一部を検出したにすぎない。上・中・下段合わせて400㎡の調査面積で指定面積の1/3にあたる。

昭和58年度の調査では前年度の調査で松花堂の露地跡は確認できたが、泉坊の範囲が絵図などによるともう1段上段にもものびていることが想定されるため、上段部分（A・B）と合せて前年度未確認の下段（D）で調査を行った。A、Bの地区では南の上段との法面の石積みの裏込の痕跡とその内側にA・B地区を区画する石積・土塀の痕跡を検出した。石積で分けられた上の部分では、土壙と礎石抜取穴とも考えられるピットを検出したにすぎないが、下の部分では石積の土塀の裾を流れる溝と橋、2.5×5間の東西棟礎石建物や石畳の一部を検出した。また前年度下段で検出した石列を追跡した所、建物跡としてまとまった。調査面積は400㎡である。（田中哲雄）

（『史跡松花堂およびその跡発掘調査概報』石清水八幡宮、1984、pp3、文中で言及している調査地域の地形については【資料1-9-1】参照）

資料1-9-4 発掘調査遺構図



(本中真「松花堂の露地遺跡」『仏教芸術』192号、1990、pp128、【資料1-9-1】のB段、C段に相当)

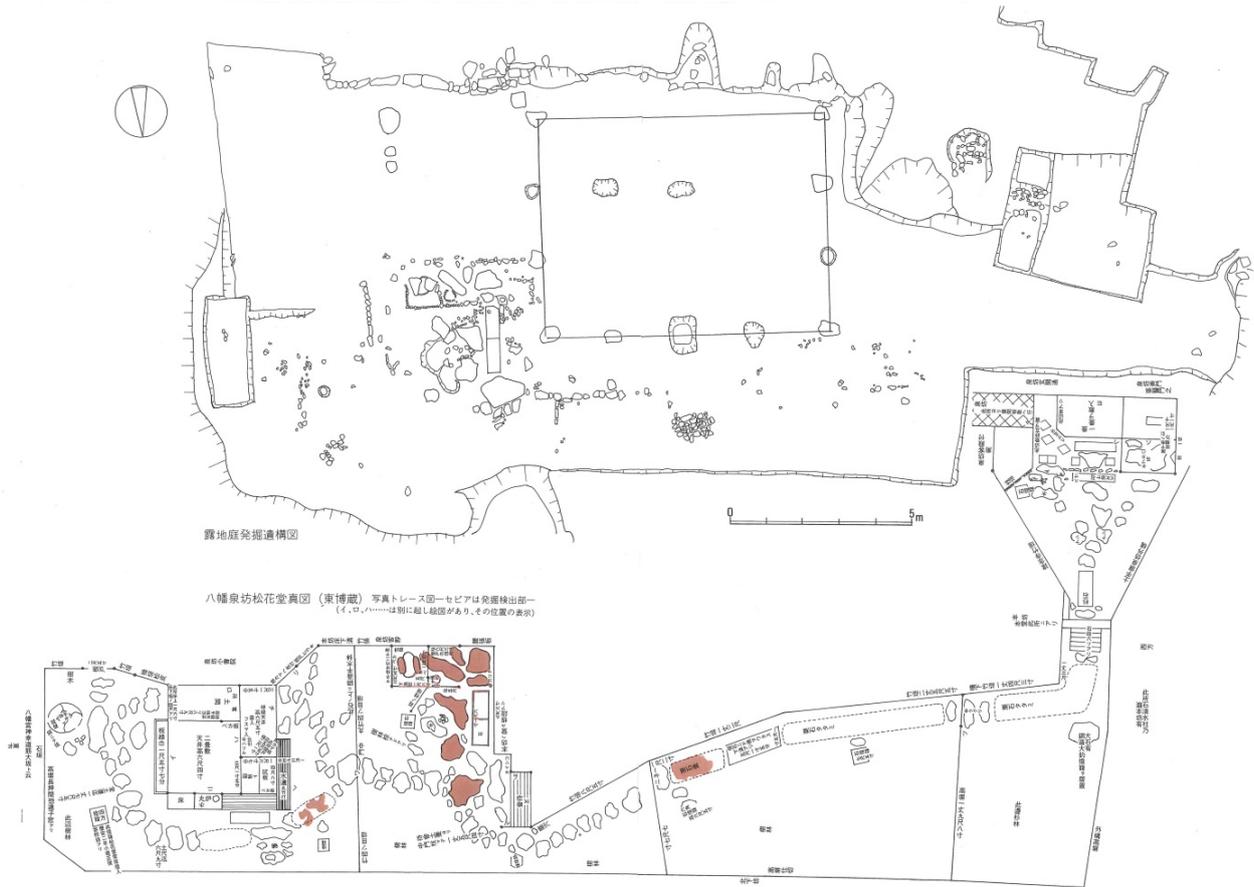
資料1-9-5 松花堂跡地の露地遺構と近世の絵図との対応関係

凡例

【資料1-9-5】は、『史跡松花堂およびその跡 発掘調査概報』石清水八幡宮、1984、pp12-13 所載の「露地庭発掘遺構図」(上) および「八幡泉坊松花堂真図(東博蔵)写真トレース図」(下) を合わせた図である。

「八幡泉坊松花堂真図(東博蔵)写真トレース図」のなかで、発掘調査により検出された遺構と対応する箇所着色を施している。

八幡泉坊松花堂真図として紹介されている図について、本計画書では、現在、東京国立博物館で使用している名称にあわせ、『八幡泉坊松花堂起絵図』の名称で収録している(【資料2-4】参照)。



資料2 名勝松花堂及び書院庭園に関する歴史資料

資料2 凡例

資料2には、名勝松花堂及び書院庭園に関する歴史資料を収めた。
正字体の漢字については、原則として常用字体に置き換えている。

資料2-1 『都名所図会』

瀧本坊〈石清水の傍にあり。松花堂惺々翁昭乗の住房なり、文禄慶長の頃の人にして、書画をよくす。今荒廃におよんで泉坊あり〉

(『都名所図会』巻之五 石清水正八幡宮の項、国際日本文化研究センター所蔵の原本を翻刻)

資料2-2 『都林泉名勝図会』

資料2-2-1 『都林泉名勝図会』巻之五 「松花堂全図」



(国際日本文化研究センター所蔵)

資料2-2-2 『都林泉名勝図会』巻之五 「八幡泉坊昭乗翁故居」図



(国際日本文化研究センター所蔵)

資料2-2-3 『都林泉名勝図会』巻之五 松花堂

松花堂〈瀧本坊隣地泉之坊にあり、昭乗翁退院の自坊也。松花堂は茶室の号也。数寄屋四帖半、水屋壹帖半、勝手二帖、三竈、物置棚あり、古体の唐戸両開き、天井は藤にて編、屋根茅葺、額八分〉

松花堂〈比丘昭乗筆〉 入深〈額六角、同筆〉

〈石燈炉庭中にあり、銘二曰〉松花堂尊前永代夜燈〈慶安二年九月十八日 正良敬白〉

〈数寄屋待合等風流にして、庭中より宇治川、朝日山、小倉池、伏見沢田、黄檗、木幡里、城山、鮮に見えて無双の妙景也〉

(『国際日本文化研究センター所蔵の原本を翻刻])

資料2-3 『名物数寄屋図』

凡例

次頁より掲載する【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】は、『名物数寄屋図』(国立国会図書館蔵)の翻刻図である。

翻刻図は、『名物数寄屋図』の写真に資料中の文字の翻刻を重ねて作成した。翻刻した文字を重ねる際には、可能なかぎり原資料の体裁を再現した。

図中にみえる赤字の片仮名は、立面図との対応関係を示すため原図に記されている文字である。

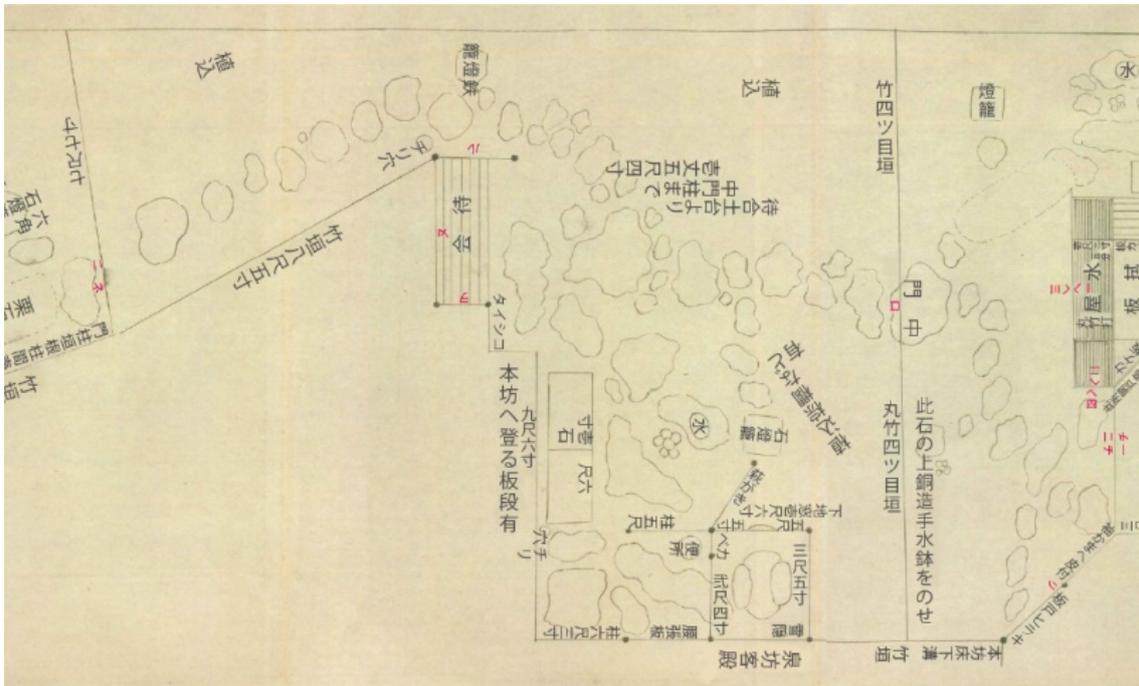
全体図に付した囲み数字は、以降の部分図の番号を示し、全体図に重ねた赤枠は、それぞれ部分図の範囲を示している。

図中の文字を翻刻する際、次の基準で表記の調整を行った。

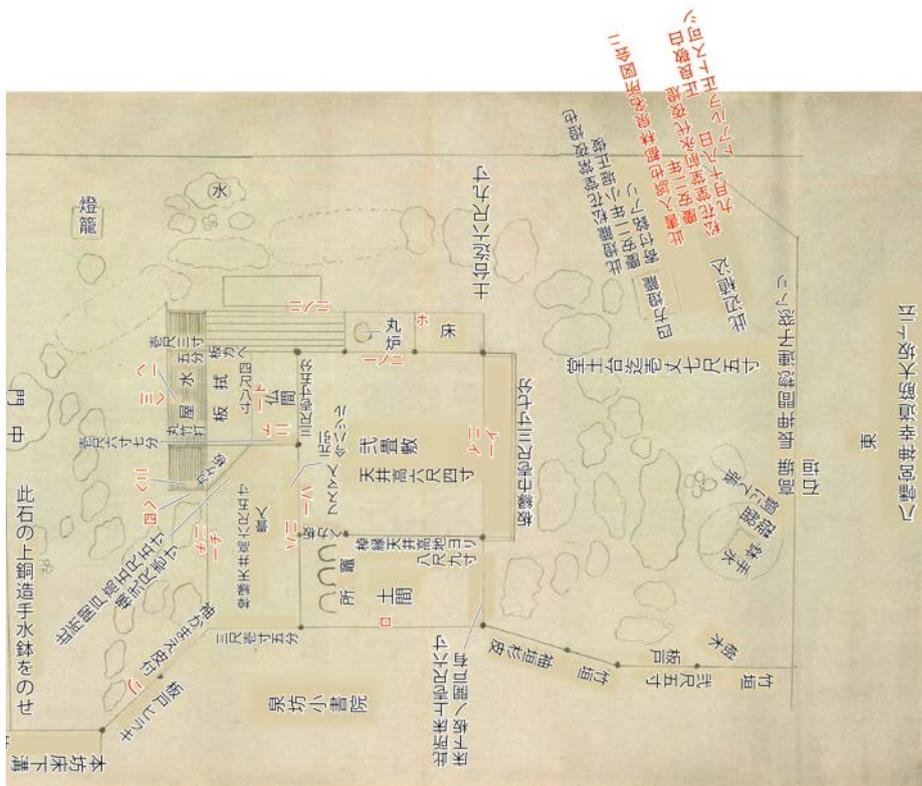
正字体の漢字は、一部をのぞき常用字体に置き換えた。

読みやすさを優先し、仮名には濁点を施した。また、おどり字は仮名に置き換えた。

合字の方についても、読みやすさを優先し、平仮名に置き換えた。



部分図③



部分図④

資料2-4 『八幡泉坊松花堂起絵図』



(東京国立博物館蔵 Image:TNM Image Archives)

資料2-5 『男山考古録』

資料2-5-1 『男山考古録』 卷第九 瀧本坊

石清水神社の東に対して、道の東側にあり、同上無動院の所にいふ如く、旧は瀧の落来る本に在て名に負たり、今無動院と号る、本堂は門内の南にあり、近来焼亡後再興の時、九条殿より拝領の玄関南ニあり、正面玄関は別にあり、奥小書院は小堀遠州好にて、旧松坊の物なるを当坊に引移したり、焼前は客殿より北に鳴門の間・鳩の間などあり、〈古図、匠家余材に記す、可見〉長禄二年三月廿七日、^(足利義政)將軍家参詣記中に水本・瀧本・宮本・南坊とならへて書せり、杉本坊尊喜者、社務長清法印か子にして、宝徳三年正月廿八日に入滅せり、無動院中納言と呼て瀧本坊に住ける由、古記に見ゆ、御殿司職也、其後俗別当紀豊光か子、光村光別当者寛正六年八月十一日入滅せり、御殿司に補せらるゝ、瀧本坊少別当と呼ふ、御殿司補任記にも見えたり、近く松花堂昭乗当坊に住て書画に其名高く、猶其代名器名書画数品を集められてより当時其名四方に聞えたり、

挙白集 かゝみかなおつとは見れと音なしの瀧もとゝろに袖ハ流れて 木下長嘯

是は瀧本をよみ入たり、瀧本坊身まかりしにと詞書あれば、昭乗翁追悼の歌なり、

(石清水八幡宮社務所編『石清水八幡宮史料叢書 1 男山考古録』1960、pp300-301)

資料2-5-2 『男山考古録』 卷第九 泉坊

東谷道より東側下坊の南に隣る、往昔祓谷飛泉在て此名を負たる歟、当坊西面、玄関唐破風、客殿上壇の間襖障子唐船数艘あり、山水古画筆者不知、^(尾脱力)後水院拝領と言伝ふ、惣建物筑前中納言^(小早川)秀秋卿建立の由、一行事件紀金の筆記にあり、本堂本尊三尊弥陀、〈立像〉、春日仏師の作云々、〈当坊ハ此本尊に就て阿弥陀院也と云、猶次にいふ、〉

(石清水八幡宮社務所編『石清水八幡宮史料叢書 1 男山考古録』1960、pp307)

資料2-5-3 『男山考古録』 卷第九 松花堂

同泉坊境内、坊の良位ニ今在、旧は北方にて少しく西へ寄て在しか、近頃今の所に転移たりと云、古は一宇の方丈也、南面檐下に松花堂の自筆の板額を懸、唐扉を銷す、勤行の方丈室也、路地自然の樹木茂繁り、待合三所あり、中門又中潜りと称す、堀中小門あり、燈籠手水鉢等巧を尽したり、後人の意に任せて好みなせるにて、世俗茶室と思へるもむへ也、〈惣図一卷、別にあり、〉殊に又見るべき物は天井也、竹の組物、地は黒色にて白く梧桐に鳳凰、外ニ小鳥水鳥類数禽群をなす、簾の類か、松花堂は瀧本坊住職式部卿昭乗、後此室に住て仏間には師実乗の肖像を画て、一首の和歌を書し床に掛け祭り、猶傍の床に昭乗自分の像を画き、又「寢覚してわか曉を松の戸に音せぬ風の色を聞かな、」と詠し録して共に掛をかれ、不断勤行の一室也、〈実乗の賛歌は下坊の所にいふ、〉又北の方なる壁に、^(宗玩)江月和尚五言詩、当室を訪ふ所昭乗歌をもて答をなし、共に各自書せり、今もあり、上に云如く後世茶室の如く思ひなし、浪花辺の豪商等俗意もて炉など切穿て、大に師の意を損したる物也、旧の在所にては今の如く待合、又中くゝりなどなへくもあらず、昭乗は生涯父をいはず母を云す、〈一説に云、昭乗は豊臣秀頼公の落胤にて、大坂落城の後、懐胎の侍女を画工狩野修理山楽、密にこれを落し撰津芥川に隠れて男子を産、幼名辰之助と云、仮に父の如く養育せり、此者陽明家に仕へて、元喜田川といへるか、一乗院尊覚法親王に従ひ中沼左京進元知と云、後八幡平谷町ニ住、其所瀧本里坊と云是也、因て昭乗に大坂浪士豊臣旧臣党の集会して逆意もや有らんかと、徳川君より密に小堀遠州・片桐石州・永井信州等に茶事に事を託して、余所なから守衛させられしものにて、昭乗伝来の高名なる牧溪所持の龍柱墨は、秀頼公の愛翫也といへり、異伝なれば此説未詳といへとも、陽明家門流の堂上殊に貴重あり、何れにもあれ凡種にあらず、〉幼名辰之助、社士松田甚六秀知猶子として登山する、〈松田秀知者、元山上中坊住僧にて、多力常に武を好み、織田信長公に仕へて武

功あり、還俗して竹内、山城美豆村に住、寮の御馬を預りしか、信長遂に八幡社務に補へく沙汰あり、一社より行教自筆の縁起を以て、武内子孫紀氏ならては社務に補難き旨を歎願す、依て是非なく山崎社人松田何某か猶子となり城内に住て以来松田と改む、墓所本妙寺にあり、後転住して柴座町にて予か東向に住、末子吳松新九郎と云、秀吉公に仕へ小鼓打にて当時高名なり、後聞、松田新九郎と云、昭乗以来二代乗淳、憲乗、乗鎮、五代乗吽迄、松田実子にて相続す、前云瀧本坊炎上は、乗吽の時なり、已後不吉として松田より相続せず、晩年瀧本坊を弟子乗淳に譲り、此所に移住せり、そは寛永十六年己卯也、法祖父乗祐、先師実乗皆卯年を以て死去也、依て寺を辞し身を寂定に置て、荷露に心をみかき、中台に自澄の月を待んとて、坊の南阜に方丈をしめて三昧に入、其時彼禪^(禪力)覚しての歌は有けり、是より前に昭乗龍華の暁を期さはやと、吉野山に思ひ立てけるを、爰に八幡大菩薩の離山をとゞめ給へる神告の神歌あり、「こと山の紅葉を尋ね行むよりあふく高嶺の朱の玉垣云々、かくて当方丈に退院の心に成せられし由也、委く佐川田喜六昌俊（薪村酬恩菴境内黙々菴に住り、）か松花堂行状記（自筆一卷、瀧本坊に伝、）に委く見ゆ、（惺々翁事蹟、別に委く誌す、匠家聚材にも証書を写し録す、可見、）、猶其代の実録を見て当室の茶芦にて無きを覚知すへし、

（石清水八幡宮社務所編『石清水八幡宮史料叢書1 男山考古録』1960、pp307-308）

資料2-6 『以文会筆記』

資料2-6-1 『以文会筆記』第五冊（文化9年(1812)11月—文化10年(1813)正月）

〔五十三〕をとこ山の麓を南へ河内国へ行く道は右にも左にも車塚といふあり、いと平なる畑の中に物をおきたらんやうに、南は円にして広く北は方にして狭く帝王の陵に似たればとて、そのかみ並河の翁の山城志撰ばるゝ折から考へられしかど不知の異物也、いつの比にか其頂五六尺が程穿ちしに石棺あり、其傍に石塔婆あり銘に云ふ市庭無常講正安二年八月と勒せり、今に猶ある寺の門外に立てり、此塚築きし時の石塔にや又は此塚ありて後の世の人のなせし業にや知らず、かくいふは其穿つことの浅きと年号のあたらしきとをもて疑ふなり。又其あたり近くに女郎花塚といふあり、さゝやかなる藪蔭に五層の小石塔ありて記事なく年号を記さざればいかなるものか知らず、そも此女郎花といふ人のありやなしや歴史に載せざれば知るべからず、謡歌者流の作り物語せしより世にいへるなるべし、此塚元は今少し南の方にありしを七八十年以前此所に遷せしといふ、此塚穿ちし時石もて造れる匱に古き鏡の入り在りしをこゝに改め埋むとも、又は其地洛東獅子が谷の某院のしれる地なれば持帰りしともいふ、僅七八十年前の事さへかくおぼろげなればまして車塚の事は知れざるも尤也。

（三宅米吉編『以文会筆記抄』雄山閣、1929、pp69-70）

資料2-7 銘文

資料2-7-1 書院棟札墨書銘

天下泰平	戊明治三拾有一稔	施主
		井上伊三郎
	上棟式	補助
		前川伊三郎
日月清明	戊二月廿一日良辰	工事棟梁
		藤下常吉

資料2-7-2 松花堂宝珠瓦露盤銘

銘1

^(前欠カ)
建今仏々附属品悉皆
撤却其際山下佐々木氏
買受之時明治三拾有三
次歳全氏買讓之字月の
岡移致設之
井上伊三郎
齋主
西村芳治郎
棟梁藤下常二郎
補助吉村常吉
全 吉川新太郎
瓦師吉田糸五郎
左 今中益三郎

銘2

昭和二十五年九月三日
^(ジエン)ジエン台風の被害あり
国庫補助を得て
復旧工事と致す
昭和二十六年九月末日
竣工
当主西村大成
瓦屋横山源三郎

資料3 写真：名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素の現状

凡例 写真キャプションの番号は、その要素が位置する地区の番号を示している。

①：表庭、②：書院と書院庭園、③：松花堂と松花堂露地、④：築山(古墳後円部)

景石、石燈籠、手水鉢の名称を個別に記す際は、昭和7年(1932)刊『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』によった。

資料3-1 名勝指定地内に存在する諸要素

地形・地割

			
2	平地と低い築山	4	築山と枯流れ

構造物

					
3・4	石垣	4	石垣	4	石垣・石積
					
4	石垣・石積	1	石積	4	石積
					
1	石段2	1	石段3	4	石段10

石組

			
2	三尊石	4	枯流れ護岸・滝組

景石

					
3	景石：「蛙石」	3	景石：「虎石」	2	景石：「万葉石」

沓脱石

					
3	沓脱石1	2	沓脱石9	2	沓脱石11(貼石)

人造伽藍石(コンクリート製)

					
2	人造伽藍石1	3	人造伽藍石2	2	人造伽藍石3

飛石・延段・砂利敷

	3	飛石		2	飛石		2	飛石
	4	飛石		2	延段(埦敷)		3	延段
	2	延段		2	延段		2	砂利敷

石燈籠

	3	石燈籠1：織部形		3	石燈籠2：「草屋形」		3	石燈籠3：春日形		3	石燈籠4：「道導形」
---	---	----------	---	---	------------	--	---	----------	---	---	------------

			
3 石燈籠5：「八幡形」	3 石燈籠6：春日形	3 石燈籠7：春日形	3 石燈籠8：「有明形」
			
3 石燈籠9	3 石燈籠10	3 石燈籠11	2 石燈籠12：春日形
			
2 石燈籠13：雪見形	2 石燈籠14：春日形	2 石燈籠15：織部形	2 石燈籠16
			
2 石燈籠17	4 石燈籠18		

手水鉢

		
3 手水鉢1：「普賢の手水鉢」	3 手水鉢2：「船形の手水鉢」	3 手水鉢3：「太子の手水鉢」
		
3 手水鉢4	3 手水鉢5：「誰か袖の手水鉢」 (櫃形)	2 手水鉢6：「礎の手水鉢」

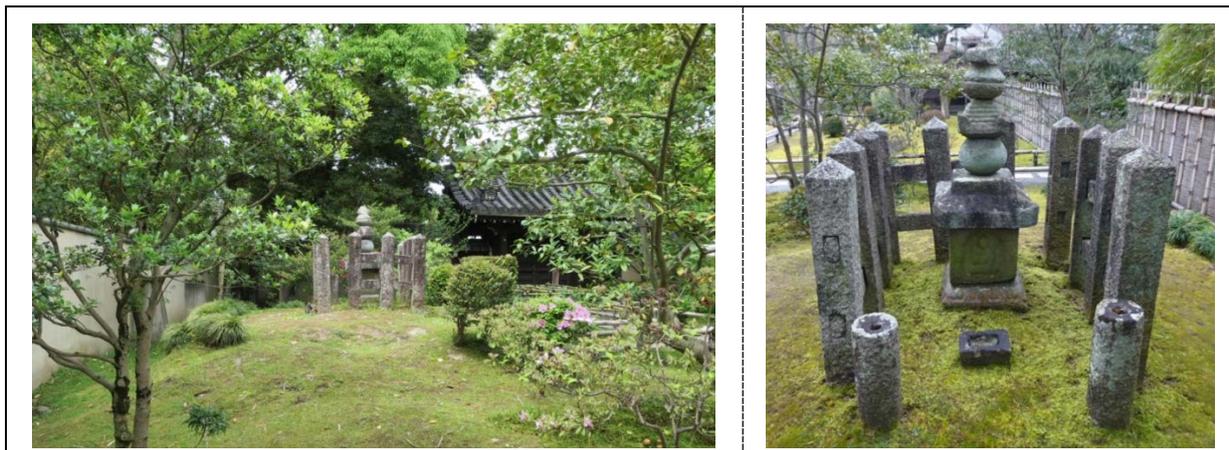
石橋

		
4 石橋1	4 石橋2	

石碑（明治期）

			
1 石碑(明治期)1		1 石碑(明治期)2	

石塔・石柵・その他石造物



1	女郎花塚石塔・石柵
---	-----------

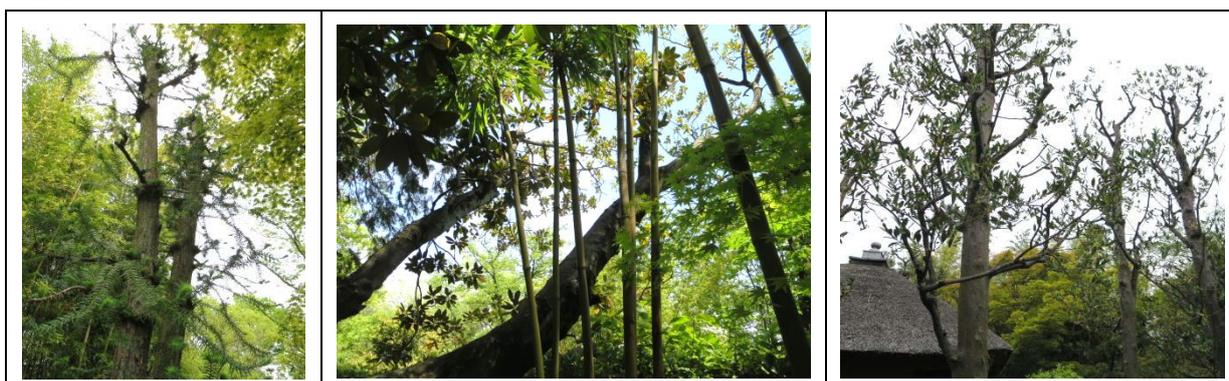


2	五重塔	2	五輪塔残欠	2	石燈籠残欠
---	-----	---	-------	---	-------



2	井戸	3	井筒	2	水琴盤
---	----	---	----	---	-----

植栽



3	コウヨウザン	4	タイサンボク	3	ナギ
---	--------	---	--------	---	----

					
2	イヌマキ	4	アカマツ	2	クロマツ

3 松花堂

		
		
		
(外観)		
		
(内観)		

2 書院



(外觀)

(内観)

その他庭園工作物



1

塀1・梅見門



3

腰掛待合



3

塀2(南面)



塀2(北面)



1・2・4

潜り戸1・塀3-北側(北面)



塀3-北側(南面)



1

潜り戸2・塀3-西側(西面)



潜り戸3・塀3-西側(東面)

		
3 中門	3 竹枝穂垣	3 四つ目垣
		
3 袖垣1	3 袖垣2	2 袖垣3

石碑（昭和期）

		
1 石碑（昭和期）1(三宅安兵衛遺志碑)	1 石碑（昭和期）2(三宅安兵衛遺志碑)	
		
1 石碑（昭和期）3	4 石碑（昭和期）4(三宅安兵衛遺志碑)	4 石碑（昭和期）5(三宅安兵衛遺志碑)

保存施設

		
1 文化財標識	2 文化財説明板	3 史跡境界標

案内・解説施設

			
1 誘導板	2 記名板	1 説明板	2 注意板

管理施設(柵・垣・塀類)

			
1・3・4	人止め柵		2 関守石
			
1 外園塀	2 ななこ垣	1 桂垣(昭乗垣)	

					
2	建仁寺垣	2	樹木支柱	3	井戸蓋

管理施設(給排水・電気設備、防災設備)

							
2	給水設備	3	給電設備	1	照明	4	排水設備

			
3	火災報知器	3	消火器

管理施設(その他)

	
1・4	井戸(旧水源)

資料3-2 名勝隣接地区に存在する諸要素

		
<p>庭園入口付近・歌碑</p>	<p>石畳</p>	<p>フジ棚（庭園入口付近）</p>
		
<p>石造物(石燈籠・手水鉢・井戸・水琴窟)</p>	<p>椿園</p>	
		
<p>流れ</p>	<p>池</p>	<p>枯流れ</p>
		
<p>園路沿いの低木刈込</p>		<p>竹林</p>
		
<p>園路沿いと茶室付近の植栽</p>		<p>自然樹形の植栽(ヤマモモ)</p>

		
ゲート棟（庭園受付）	松花堂美術館別館（外観）	松花堂美術館別館（内観）
		
茶室 梅隠	茶室 松隠	茶室 竹隠
	 ↑ 1階 地階→	
松花堂美術館（外観）	松花堂美術館（内観）	
		
ミュージアムショップ	食の交流棟	交流広場
		
駐車場・駐輪場	昭乗広場	京都府指定文化財標識

資料4 名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素のき損事例と対応

資料4-1 延段のき損事例と対応

年度	月日	場所	き損状況	対応	
H29年度	9月4日	書院玄関前の園路	樹根の延伸による延段石材のぐらつき (7月下旬に発生を確認)	補修等小規模修理	樹根を切る復旧工事を実施

資料4-2 石造物のき損事例と対応

年度	月日	場所	き損状況	対応	
H28年度	4月16日	女郎花塚 石塔・石柵	石材の一部が破損	経過観察	破損した石材を回収し、庭園内で保管
H30年度	6月18日	庭園全域	【地震被害】 燈籠等石造物21基が破損	経過観察	破損した石材を回収し、庭園内で保管

資料4-3 松花堂のき損事例と対応

年度	月日	場所	き損状況	対応	
H22年度	6月23日	天井	天井画の絵の具の劣化 (平成24・25年度の屋根葺替え工事によりみつかったき損)	経過観察	
		茶室	袋棚ノネ戸の劣化 (平成24・25年度の屋根葺替え工事によりみつかったき損)	経過観察	竹製棧は収蔵庫で保管
			竹製燭台の破損 (平成24・25年度の屋根葺替え工事によりみつかったき損)	経過観察	収蔵庫で保管
			板襖腰張紙の劣化 (平成24・25年度の屋根葺替え工事によりみつかったき損)	経過観察	1枚は収蔵庫で保管
			華鬘と扉帳の劣化 (平成24・25年度の屋根葺替え工事によりみつかったき損)	経過観察	劣化が進んだため、収蔵庫で保管
		雨戸および収納部分の劣化 (平成24・25年度の屋根葺替え工事によりみつかったき損)	経過観察		
		壁板の釘の劣化 (平成24・25年度の屋根葺替え工事によりみつかったき損)	経過観察		
	8月28日		木戸の門に使用した竹串が当たったと考えられる扉の傷	経過観察	扉を開いたときには竹串を金具から外すようにする
	10月9日		舞羅戸が欠損(2か所)	補修等小規模修理	補修・張替えなどを実施
			障子紙の破れ	補修等小規模修理	補修・張替えなどを実施
		化粧板のき損と竹へぎの脱落	補修等小規模修理	補修・張替えなどを実施	
		雨戸上部のき損	補修等小規模修理	補修・張替えなどを実施	
H26年度	3月30日	土間・床	竈の瓦1点が剥離	補修等小規模修理	漆喰を用いて取り付け
H27年度	7月7日	屋根	屋根の葺材が欠損	経過観察	散乱した葺材は回収
			防鳥ネットの劣化	維持管理行為	12月4日、屋根上方に釣り糸を張る(鳥害防除)
H28年度	6月23日	土間・壁	土間の框上部の壁の一部が剥落	経過観察	剥落した壁は回収
H29年度	10月	建具	東面障子紙の劣化	補修等小規模修理	障子紙を張り替え
H30年度	6月18日	屋根	【地震被害】 屋根宝珠のズレ	応急処置	養生シートによる保護
		外壁	【地震被害】 壁の剥離、破損、亀裂等	応急処置	養生シートによる保護

資料4-4 書院のき損事例と対応

① 書院建物

年度	月日	場所	き損状況	対応	
H22年度	4月27日	玄関敷居	「絵馬衝立」の転倒によるものと考えられる破損	保管	「絵馬衝立」を収蔵庫に移動させて保管
		書院	雨漏り	応急処置	屋根補修
H23年度		書院	雨漏り	応急処置	屋根補修
H25年度	2月15日	次の間・廊下	雨漏りによる座敷・廊下・建具の水濡れ	応急処置	養生シートによる保護
H26年度	6月19日	書院縁側ガラス戸	縁側ガラス戸の建て付けが悪化	補修等小規模修理	建て付けの調整
	8月10日	玄関・次の間・広間・茶室・廊下	【台風被害】 雨漏りを確認	応急処置	8月26日、屋根瓦の劣化部分に応急処置を行う
		洋間	【台風被害】 天井の一部落下	応急処置	ブルーシート等で養生
		蔵1	【台風被害】 外壁一部落下を確認	応急処置	ブルーシート等で養生
H27年度	4月23日	蔵1	蔵1の廊下外壁下の杉板が経年劣化	応急処置	破損箇所を覆う
	7月18日	蔵1	【台風被害】 廊下部分に雨が吹き込み、壁の内外に染みが生じる	応急処置	廊下窓の劣化部分をビニールで覆う
	8月25日	書院勝手口	勝手口の扉	応急処置	応急処置として板で塞ぐ
	11月3日	玄関屋根	屋根の葺材	維持管理行為	散乱した材を取り除いて経過観察
	11月14日	玄関屋根	屋根の葺材がき損し、一部に穴が開く	応急処置	ブルーシート等で養生
H28年度	9月20日	書院広間	【台風被害】 台風通過後、雨漏りを確認	応急処置	雨漏りの原因と考えられる屋根瓦の隙間を埋める
H29年度	5月4日	廊下	廊下の天井板の一部がき損	維持管理行為	落下した板材を回収し、美術館で保管
	6月21日	書院広間前軒	広間前軒の樋受と垂木の一部がき損	維持管理行為	落下した材を回収し、庭園内で保管
	10月24日	玄関屋根	屋根のき損箇所の応急処置として掛けていたブルーシートが劣化	応急処置	新しいシートに掛け替え
H30年度	6月18日	書院、蔵1他	【地震被害】 外壁剥落、書院鴨居落下・上段の間棚破損、室内壁剥落・亀裂、柱ズレ・亀裂、瓦落下破損・ズレ等、室内外で多数のき損発生	応急処置	ブルーシート、添木等で応急処置を実施

② 書院障壁画

年度	月日	場所	き損状況		対応
H13 年度	5月～	書院襖絵	亀裂 【伝狩野山雪筆「雪景山水図」4面(No.1-4)表面】	補修	表裏を剥がし別々の襖にする →修理後、収蔵庫で保管
			亀裂 【都路華香「山水図」4面(No.5-8)裏面】	補修	表裏を剥がし別々の襖にする →修理後、書院に戻す
H15 年度	11月	書院舞羅戸	亀裂 【都路華香「山水図」1面(No.23)】	補修	亀裂部分を補修し、元通りに上張りをする →修理後、書院に戻す
H16 年度	4月	書院襖絵	亀裂 【土佐光武「月次絵」十月 1面(No.33)】	補修	障子本体から本紙を外し、亀裂部分を補修(応急処置) →本紙は収蔵庫で保管 →H23年度修理
H22 年度	4月2日		亀裂 【土佐光武「月次絵」三・八月 2面(No.26・30)】	補修	修理後、書院に戻す
			亀裂 【土佐光武「月次絵」六月 1面(No.29)】	補修	亀裂が大きいため障子ごと外し、収蔵庫で保管 →H23年度修理
			亀裂 【都路華香「山水図」1面(No.17)】	補修	修理後、書院に戻す
	5月15日		亀裂 【土佐光武「月次絵」十二月 1面(No.35)】	補修	亀裂が大きいため障子ごと外し、収蔵庫で保管 →H23年度修理
H23 年度	7月11日	亀裂による折れ 【都路華香「山水図」2面(No.17・18)】	補修	亀裂部分(H22年発生)に大きな折れが生じる →H23年度に修理し、書院に戻す	
	11月～	書院襖絵	亀裂 【土佐光武「月次絵」十二月 1面(No.35)】	補修	H24年11月～H25年3月に修理 →修理後、書院に戻す
H26 年度	12月9日	書院襖絵	亀裂 【都路華香「山水図」1面(No.12)】	経過観察	取り外して収蔵庫で保管

③ 書院玄関棧唐戸

年度	月日	場所	き損状況		対応
H18 年度	6月～	透彫扉	欠損4面	補修等小規模修理	割損欠失箇所の復元・補修 →修理後、書院玄関に戻す
H21 年度	8月27日		欠損3面(桐の茎・実、棧)	経過観察	実は外れないため元の場所にそのまま残す 棧の一部は欠失、他は収蔵庫で保管
H22 年度	1月26日		欠損(桐の実)	経過観察	き損した桐の実は欠失
H24 年度	5月19日		欠損(棧)	経過観察	き損した棧を回収し、美術館で保管
	5月30日		欠損(棧)	経過観察	き損した棧を回収し、美術館で保管
H25 年度	10月16日		欠損(棧)	経過観察	き損した棧は欠失
H26 年度	10月19日		欠損(棧)	経過観察	き損した棧は欠失
H27 年度	7月8日		欠損(棧)	経過観察	き損した棧を回収し、美術館で保管
	9月10日		欠損(桐の実)	経過観察	き損した桐の実を回収し、美術館で保管
H29 年度	10月15日		欠損(棧)	経過観察	き損した棧を回収し、美術館で保管

資料4-5 その他庭園工作物のき損事例と対応

年度	月日	場所	き損状況	対応	
H27 年度	6月21日	梅見門	屋根の葺材が欠損	経過観察	散乱した葺材は回収
	11月7日		屋根の葺材が欠損	維持管理 行為	屋根上方に釣り糸を張る(鳥害防 除)
	11月11日	腰掛待合	樋受が破損	補修等小 規模修理	新しい樋受に付け替え
H30 年度	6月18日	書院裏土塀	【地震被害】 湾曲の進行、瓦の落下、壁の剥落	経過観察	
		腰掛待合	【地震被害】 壁の剥落、柱のズレ	経過観察	

資料4-6 表門（旧正門）のき損事例と対応

年度	月日	場所	き損状況	対応	
H26 年度	1月6日	屋根	屋根瓦が落下	経過観察	落下した瓦を回収し、美術館で 保管
H27 年度	5月22日	扉	金具1か所が劣化し、落下の可能性が高 まる	補修等小 規模修理	一時的に回収し、6月2日に修繕
H30 年度	6月18日	表門	【地震被害】 柱の亀裂、傾きの進行	応急処置	ブルーシート、添木等で応急処 置を実施

資料5 様式

資料5-1 報告書

報 告 書						
日付	令和 年 月 日	報告者				
区分	き損	維持管理	その他()			
件名						
内容						
八幡市						
市長	副市長	教育長	教育部長	教育部次長	社会教育課	文化財保護課
指定管理者						
理事長	事務局長	事務局次長	館長	副館長等		
< 写真 1 >			< 写真 2 >			
写真説明			写真説明			
< 写真 3 >			< 写真 4 >			
写真説明			写真説明			

名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画書

令和2年3月31日発行

編集・発行 八幡市教育委員会

京都府八幡市八幡園内75

印刷 三星商事印刷株式会社

京都市中京区新町通竹屋町下る弁財天町300